

豊明市第3次地域福祉計画

第5次地域福祉活動計画

2025年3月

豊明市

社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 総合計画及びその他関連計画との関係	2
5 SDGsとの考え方の整合	4
6 国における福祉を取り巻く動き	5
第2章 豊明市の現状	6
1 人口の動向	6
2 世帯の動向	7
3 多様な市民の状況	9
4 アンケート結果からの現状	12
5 団体・支援者ヒアリングからの現状	23
第3章 計画の方向性	26
1 基本理念	26
2 基本目標及び体系	27
3 重点施策	29
4 地域の範囲について	31
第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画	32
基本目標1 支え合いの心を育む	32
(1) 福祉に触れ、福祉を「自分ごと」として考える機会づくり	33
(2) 身近な支え合い・助け合い活動の体験	35
基本目標2 支え合いを広げる人を育む	37
(1) 市民が地域福祉活動に取り組むための支援の充実	38
(2) 地域福祉活動に携わる団体等への支援の充実	39
基本目標3 支え合いの仕組みをつくる	42
(1) みんながいきいきと暮らし、役立てる仕組みづくり	43
(2) 隣近所からはじまる支え合いの仕組みづくり	44
(3) 誰もが集える地域の居場所づくり	45
(4) 市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供と適切な利用促進	47
(5) 生きづらさを抱える人に対する支援の充実	49
基本目標4 みんなが支え合うまちをつくる	51
(1) 支え合いを広げ、強固なものにする環境づくり	52
(2) 災害時にひとり残らず避難できる体制づくりと安否確認	53

(3) 包括的な支援を可能にする関係機関のネットワークの強化	55
第5章 成年後見制度利用促進計画	57
1 計画策定の趣旨・背景・目的	57
2 施策の方向性	58
第6章 自殺対策計画	61
1 計画策定の趣旨・背景・目的	61
2 計画の数値目標	62
3 施策の方向性	62
第7章 再犯防止推進計画	67
1 計画策定の趣旨・背景・目的	67
2 施策の方向性	68
第8章 計画の推進体制	70
1 地域福祉推進の強化	70
2 市民と事業所との連携の強化	70
3 庁内の連携体制の強化	70
4 行政と社会福祉協議会との連携の強化	70
5 社会福祉協議会の組織強化	70
6 進行管理・評価	71
資料編	72
1 策定の経過	72
2 委員会	73
3 豊明市社会福祉協議会の事業紹介	75

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨・背景

2020年3月に策定した「豊明市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」は、「つながる 共に暮らすまち とよあけ」を基本理念に掲げ、4つの基本目標ごとにそれぞれの施策を設定し、また3つの重点施策を位置づけ、進捗管理を行いながら、本市の目指す地域福祉の推進に向け重点的・効果的に取組を進めてきました。

この間、社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本市においても「誰ひとり取り残さないまち」を目指し、2022年度から当該事業に取り組み、2024年4月には総合的な相談窓口である「重層支援センター」を開設するなど、福祉分野のみならず、他分野とも連携した横断的な取組を推進しています。

しかしながら、人口減少・少子高齢化を背景とした地域の担い手不足はより一層深刻化しており、さらに8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどの制度の狭間で問題を抱える世帯や社会から孤立しがちな世帯、「生きづらさ」を感じる人の増加など、取り組むべき地域の課題は山積しています。地域・家庭・職場などにおいて支え合いの基盤が弱まるなか、人と人とのつながりを再構築し、誰かとつながり合いながら、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会にしていくことが求められています。

このような中、これまでの地域福祉施策の進捗状況や、本市を取り巻く現状・課題を踏まえ、また、国や社会の動向をとらえた上で、本市が目指す地域福祉に関する取組を発展させることができるよう、「豊明市第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「豊明市第3次地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。「第5次地域福祉活動計画」は豊明市社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画です。

本計画は、豊明市における地域福祉施策を効果的に推進するため、これら2つの計画（「豊明市第3次地域福祉計画」及び「第5次地域福祉活動計画」）を一体的に策定します。

また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけます。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」
- 「自殺対策基本法」第13条第2項に基づき策定する「市町村自殺対策計画」
- 「社会福祉法」第106条の4第2項に規定される「重層的支援体制整備事業」に関する取組の方向性を位置づけたもの

3 計画の期間

本計画の計画期間は、2025 年度から 2029 年度までの 5 年間として定めます。

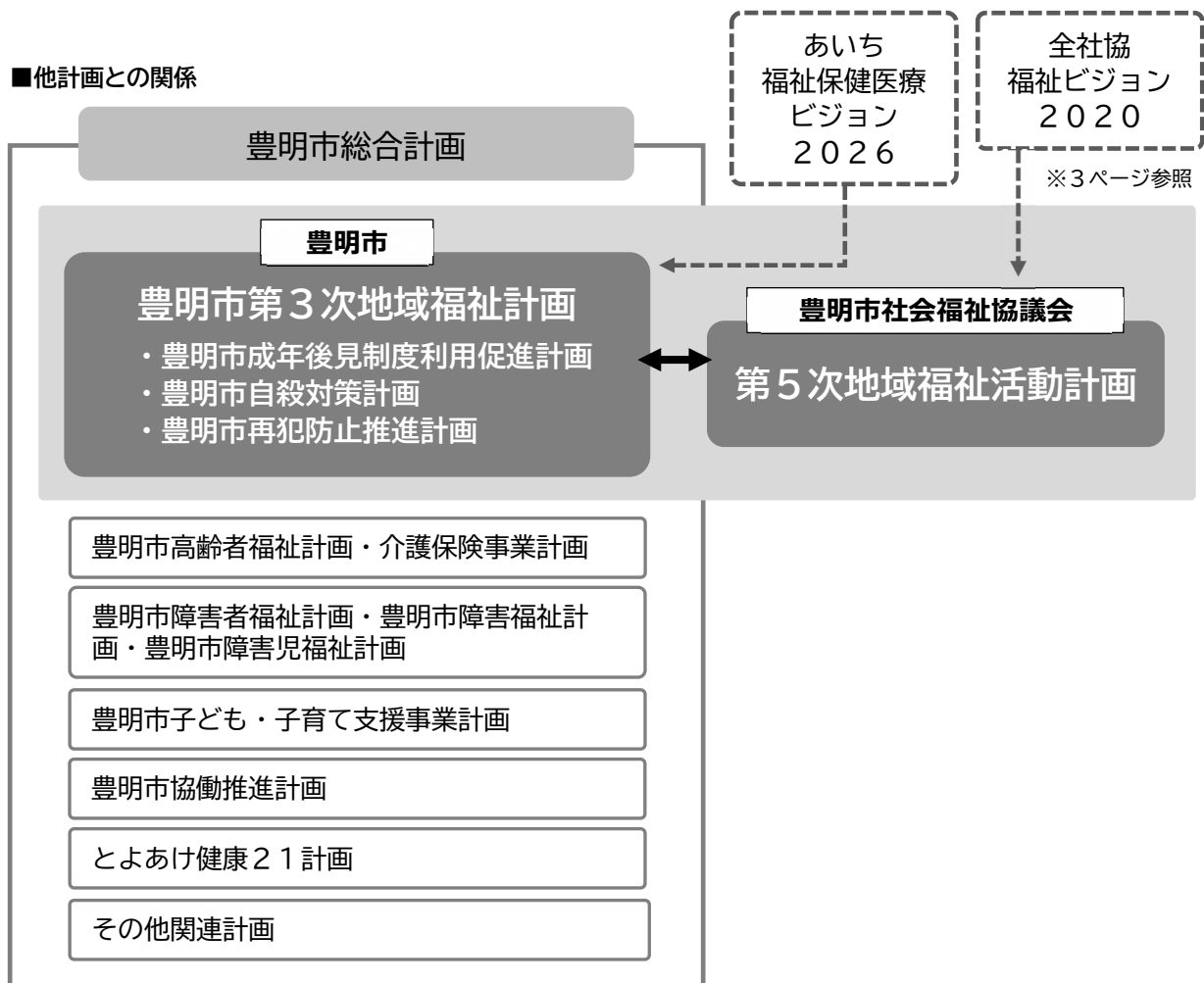
■計画期間

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第 5 次豊明市総合計画										次期総合計画			
豊明市地域福祉計画 (2010～)				豊明市第2次地域福祉計画 第4次地域福祉活動計画						豊明市第3次地域福祉計画 第5次地域福祉活動計画			
	第3次地域福祉 活動計画												

4 総合計画及びその他関連計画との関係

本計画は、市の最上位計画である「豊明市総合計画」や、その他の関連計画と整合を保ちつつ策定します。なお、本計画は高齢者、障がい者、児童やその他の福祉の各分野における上位計画として位置づけます。

■他計画との関係



豊明市社会福祉協議会の「第5次地域福祉活動計画」は、以下のような全社協の方向性も踏まえつつ推進します。

■参考

「全社協 福祉ビジョン 2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」概要

○全国の社会福祉組織・関係者がともに考え、2040年を見据えつつ、2030年までを取り組み期間とし、取り組みの方向性を提起。 ※中間年である2025年に見直しを実施
➡「全社協 福祉ビジョン 2020」を羅針盤として、関係者がこれまで築き上げてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげるために役割を果たしていく

<めざすこと>

「全社協 福祉ビジョン 2020」では、国で進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs＝誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざす。

<「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために>

社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等は、以下の取り組みを進める。

①重層的に連携・協働を深める

- ・社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」になる
- ・社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する

②多様な実践を増進する

- ・すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく

③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る

- ・働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める
- ・多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保のすそ野を広げる

④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

- ・質の向上と効率性の向上を同時に求めていく
- ・福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める

⑤福祉組織の基盤を強化する

- ・多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る
- ・地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める

⑥国・自治体とのパートナーシップを強める

- ・自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保するために継続性を確保する
- ・地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う

⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

- ・地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める

⑧災害に備える

- ・「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る
- ・平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する

5 SDGs との考え方の整合

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までの 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成された国際社会全体の開発目標です。

施策の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）と関連を図りながら取り組みます。

■SDGs(持続可能な開発目標)の 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6 国における福祉を取り巻く動き

「豊明市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」（2020年3月策定）の推進期間中における国等の主な動きは次のようになっています。

2021年4月「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行

改正社会福祉法が2021年4月から施行されたことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「①相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

2022年10月「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定

「第4次自殺総合対策大綱」では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、②女性に対する支援の強化、③地域自殺対策の取組強化、④総合的な自殺対策の更なる推進・強化の4つの柱に取り組むこととされています。

2023年3月「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

2017年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため2023年3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。この計画には就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの7つの重点課題が位置づけられており、96の具体的施策が盛り込まれています。

2023年4月「こども基本法」施行

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として2022年6月に成立しました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

2024年4月「孤独・孤立対策推進法」施行

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。

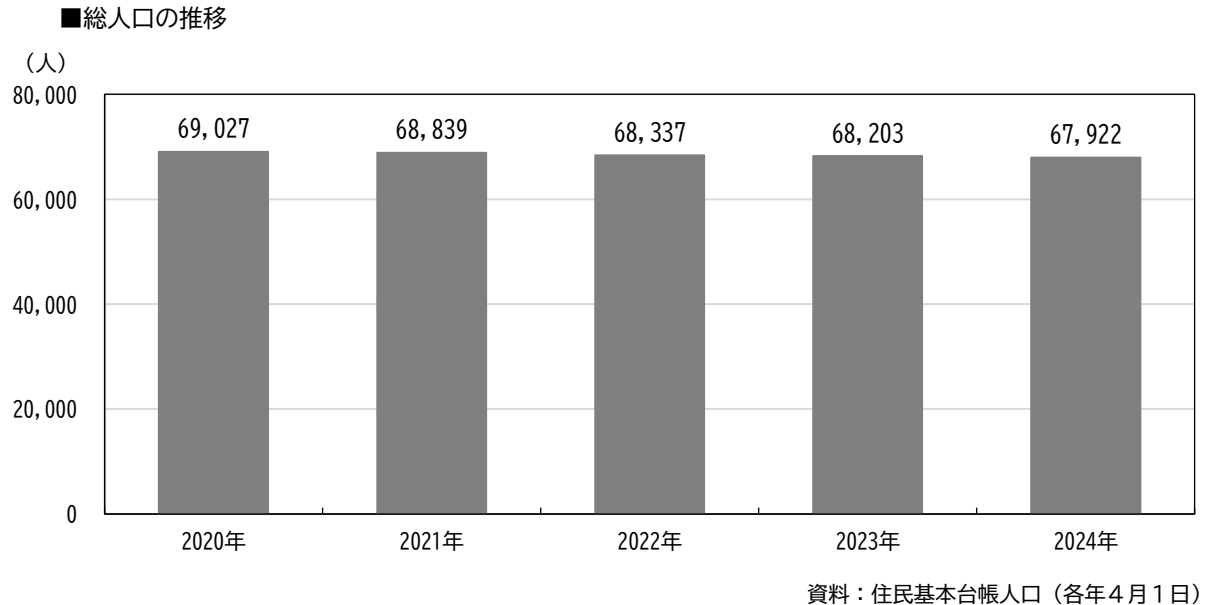
2024年6月「改正子ども・若者育成支援推進法」施行

子ども・若者育成支援推進法の改正により、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。

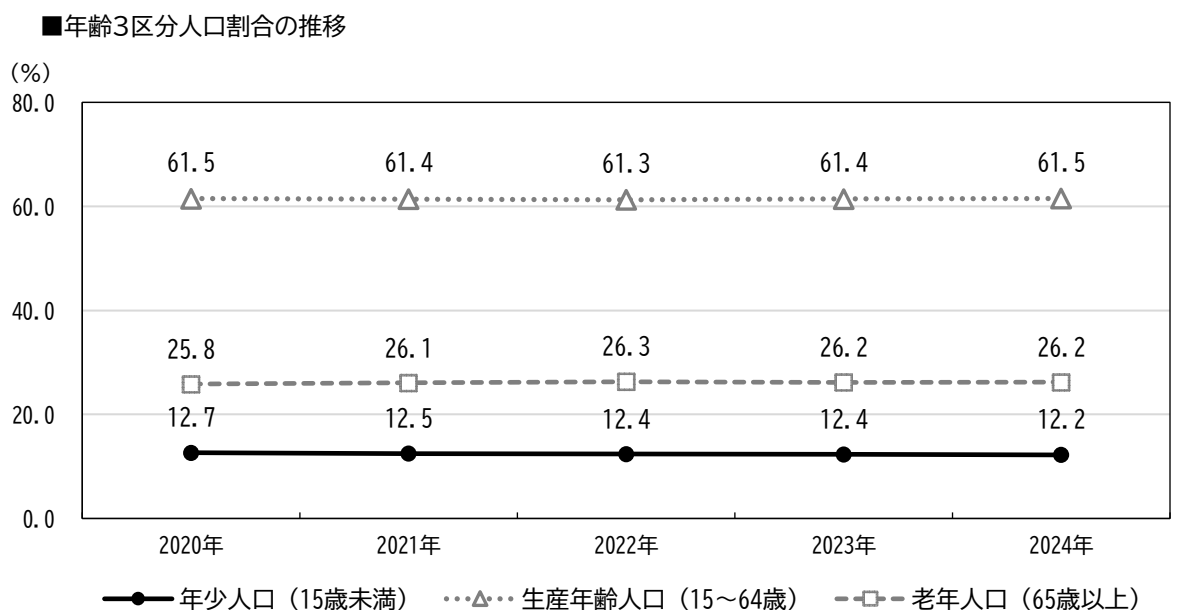
第2章 豊明市の現状

1 人口の動向

本市の総人口は2024年で67,922人となっており、継続して減少しています。



年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（15歳未満）は一貫して減少傾向となっており、生産年齢人口は横ばいとなっています。老年人口（65歳以上）は2021年以降26%を超えて推移しており、人口の4人に1人以上が高齢者となっています。



町別の人口の推移をみると、11町のうち6町で2014年から2024年にかけて人口が減少しており、特に、沓掛町では4.3%減少しています。一方で、5町で人口が増加しており、特に新栄町では5.5%増加しています。

■町別人口の推移

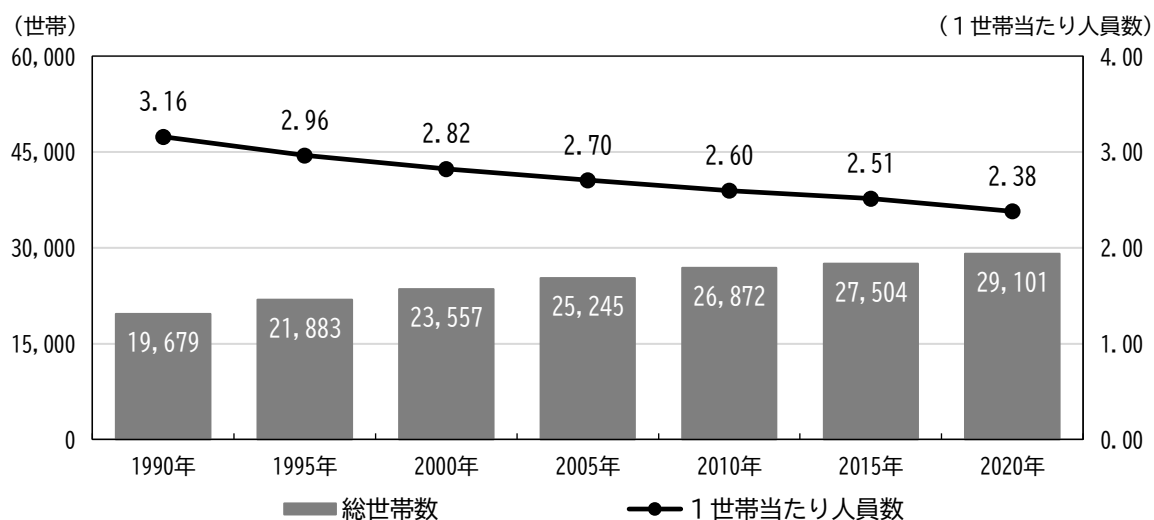
	2014年(人)	2019年(人)	2024年(人)	人口増減率(%) (2014年→2024年)
沓掛町	8,160	7,934	7,808	△4.3
新田町	7,278	7,404	7,168	△1.5
三崎町	5,206	5,200	5,005	△3.9
大久伝町	2,000	2,066	2,014	0.7
阿野町	6,534	6,460	6,348	△2.8
前後町	5,343	5,508	5,416	1.4
栄町	13,903	13,971	13,748	△1.1
間米町	2,303	2,266	2,241	△2.7
二村台	8,950	8,794	8,982	0.4
新栄町	5,903	6,144	6,225	5.5
西川町	2,992	3,081	3,083	3.0
市全体	68,572	68,828	68,038	△0.8

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 世帯の動向

世帯数の推移をみると、1990年以降、一貫して増加傾向となっており、2020年で29,101世帯となっています。一方で、1世帯当たり人員数をみると、1990年以降、一貫して減少傾向となっており、2020年で2.38となっています。

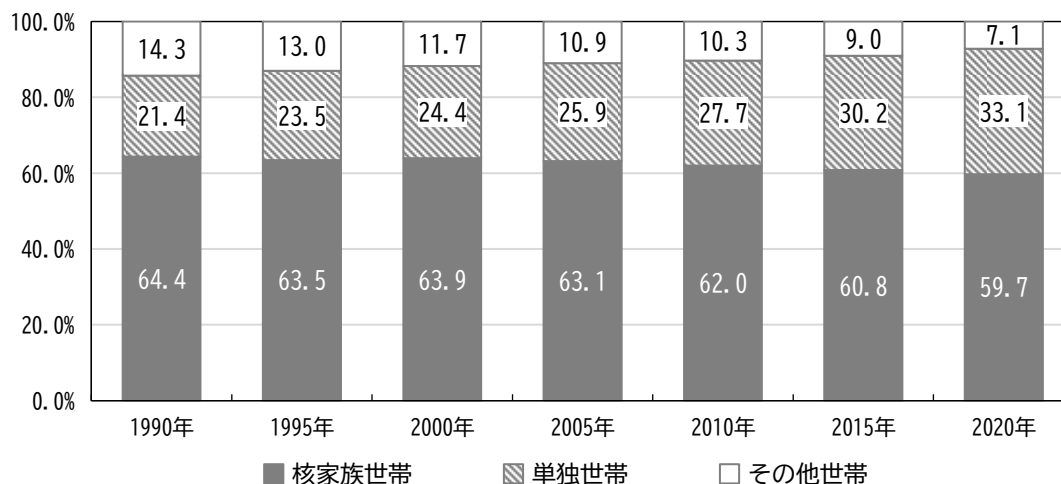
■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査

世帯構成割合の推移をみると、各年ともに核家族世帯が最も高い割合を占めていますが、緩やかに減少傾向となっており、2020年で59.7%となっています。一方で、単独世帯の割合が増加傾向となっており、2020年で33.1%となっています。

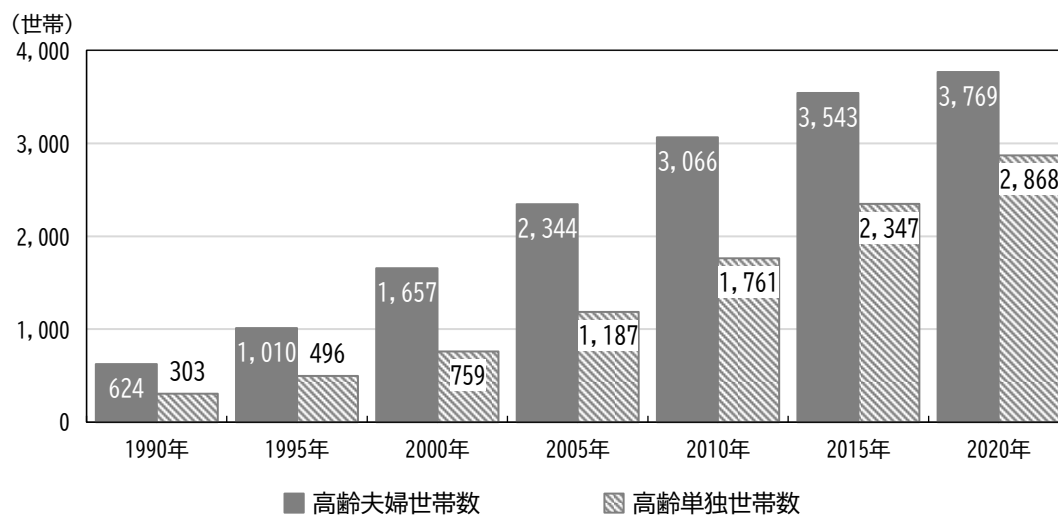
■世帯構成割合の推移



資料：国勢調査

高齢者世帯の推移をみると、高齢夫婦世帯数、高齢単独世帯数ともに増加傾向となっており、2020年でそれぞれ3,769世帯、2,868世帯となっています。

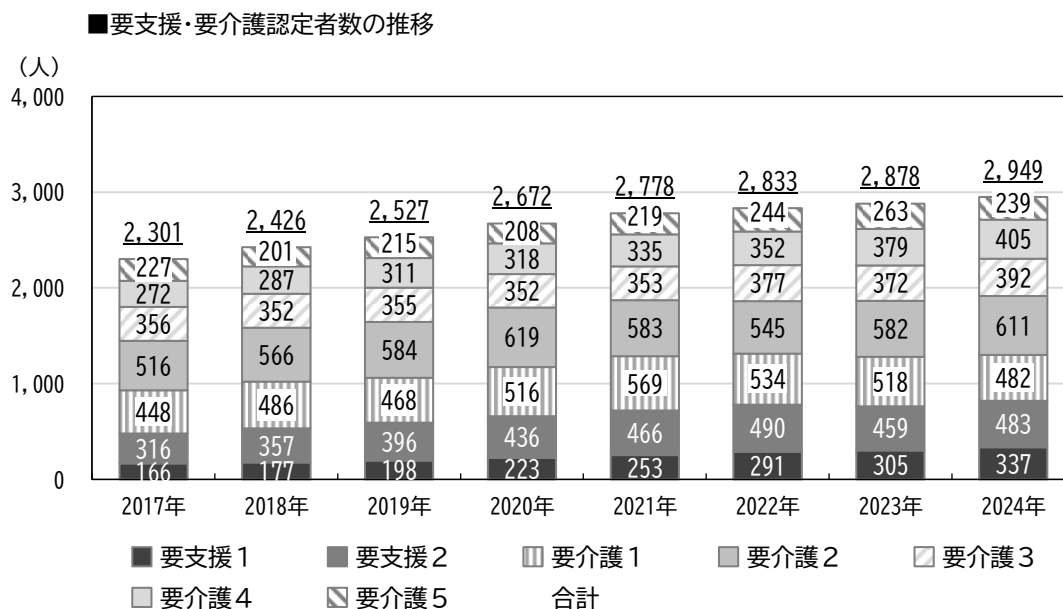
■高齢夫婦世帯数、高齢単独世帯数の推移



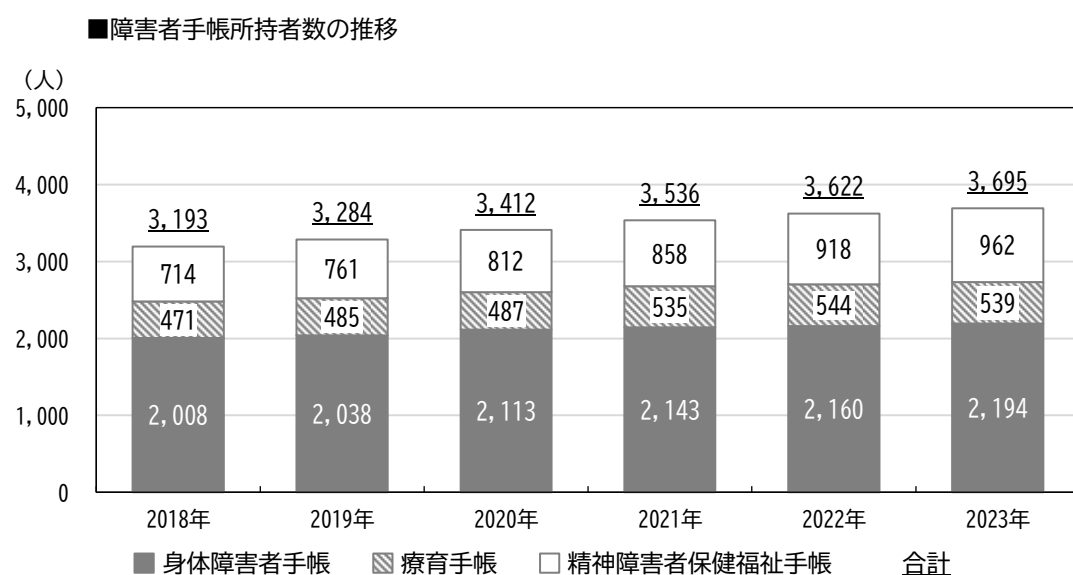
資料：国勢調査

3 多様な市民の状況

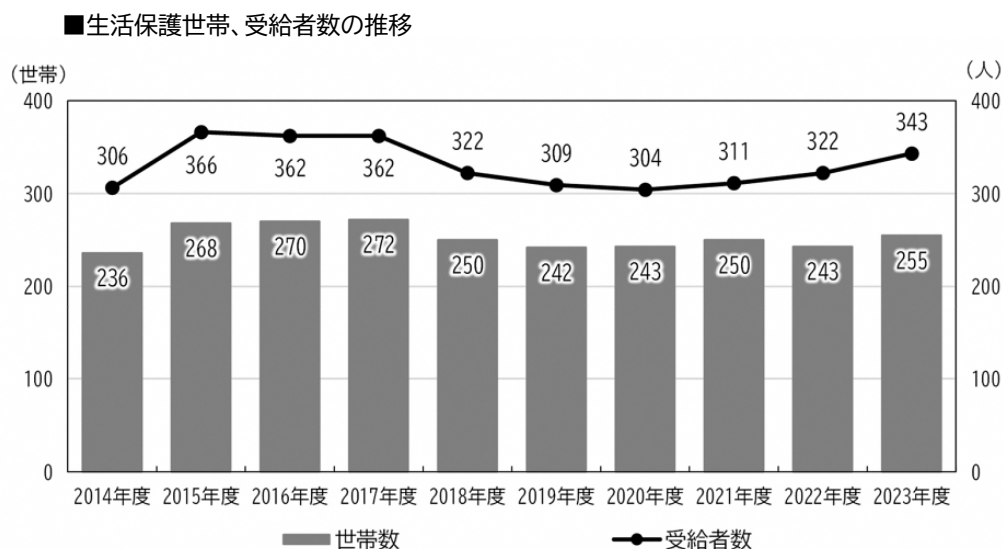
要支援・要介護認定者数の推移をみると、2017 年以降、一貫して増加傾向となっており、2024 年で 2,949 人となっています。内訳をみると、要支援 1 が 2017 年から 2024 年にかけて約 2 倍に増加しているほか、要支援 2 と要介護 4 でそれぞれ約 1.5 倍となっています。



障害者手帳所持者数の推移をみると、2018 年以降、緩やかに増加しており、2023 年で 3,695 人となっています。内訳をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 2018 年から 2023 年にかけて約 1.3 倍に増加しています。

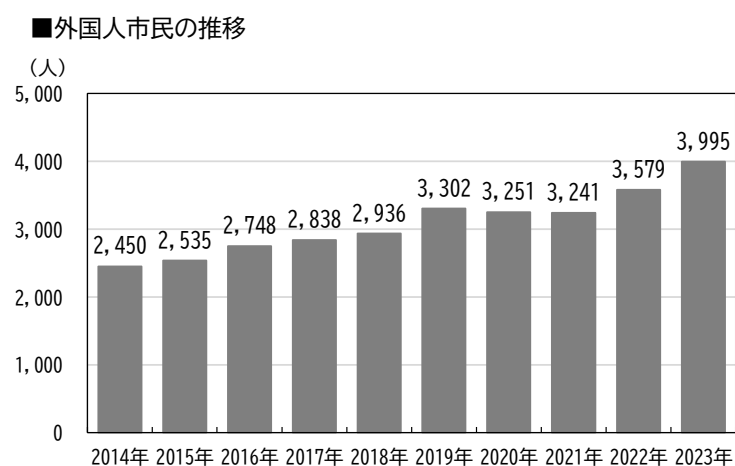


生活保護世帯の推移をみると、2018 年度以降は 250 世帯前後で推移しており、2023 年度で 255 世帯となっています。また、生活保護受給者数の推移をみると、2018 年度以降は 300～340 人前後で推移しており、2023 年度で 343 人となっています。



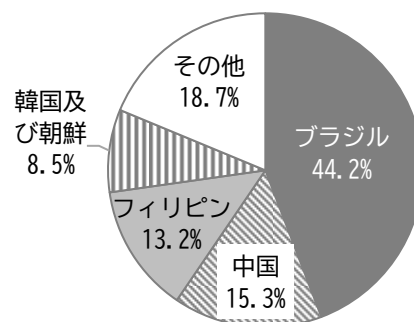
資料：地域福祉課（各年度末）

外国人市民の推移をみると、2014 年以降増加傾向となっており、2023 年で 3,995 人となっています。国籍別外国人市民の割合をみると、2013 年ではブラジルが 44.2%と最も高くなっていましたが、2023 年ではベトナムが 35.7%と最も高くなっています。また、ブラジルを除くと、ベトナム、フィリピン、インドネシアといった東南アジアの国籍を持つ外国人市民の割合が高くなっています。

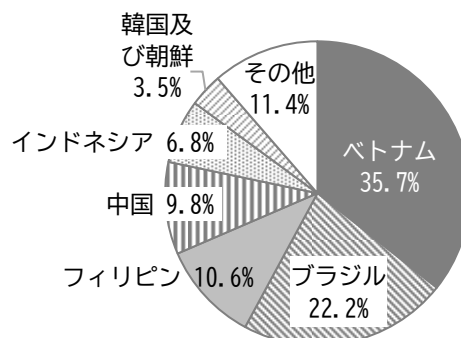


資料：市民課（各年 12 月 31 日現在）

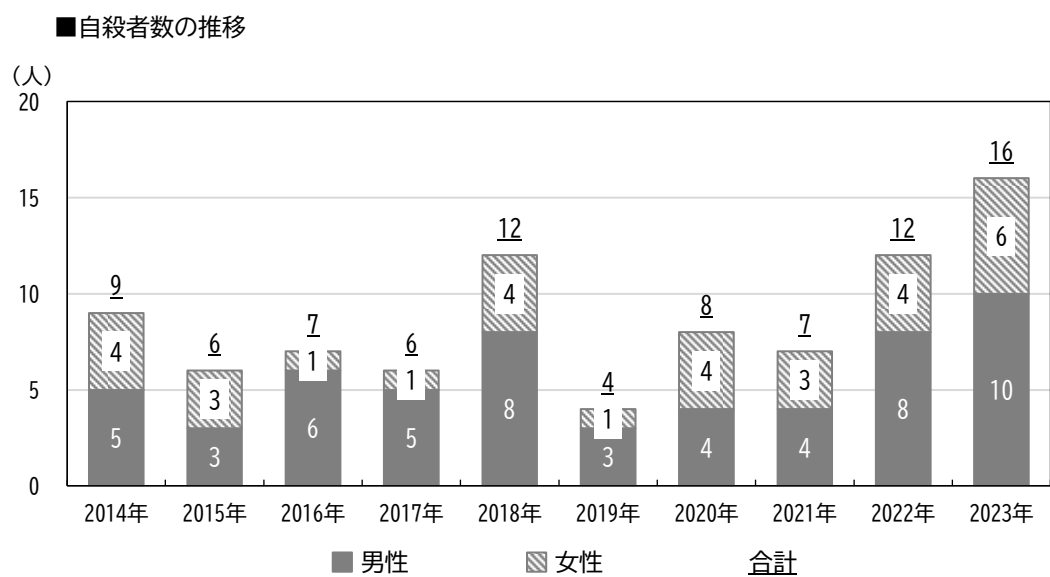
■国籍別外国人市民の割合(2013 年)



■国籍別外国人市民の割合(2023 年)



自殺者数の推移をみると、年によって大きく変動していますが、直近3年間の状況では増加傾向にあります。また、2023年は16人となっています。



資料：厚生労働省：地域における自殺の基礎資料

4 アンケート結果からの現状

本計画を策定するにあたり、市民の福祉観、地域活動への参加状況などの実態把握とあわせ、広く市民や地域福祉活動に関わる民生委員・児童委員の意見を聞き、計画策定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

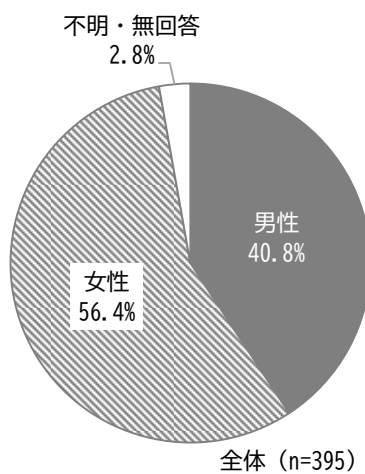
■実施概要

調査区分		内容
市民	調査対象者	市内在住の18歳以上の市民1,000人を無作為抽出
	調査期間	2024年9月18日～10月15日
	調査方法	郵送配布・郵送回収
	回収状況	395件(回収率39.5%)
民生委員 児童委員	調査対象者	豊明市の民生委員・児童委員100人
	調査期間	2024年9月19日～10月17日
	調査方法	会合を通じた直接配布・郵送回収
	回収状況	76件(回収率76.0%)

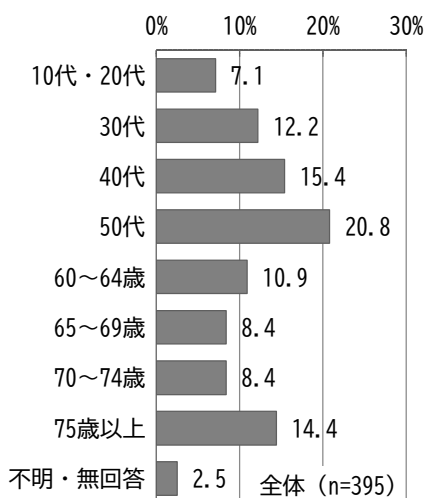
①市民アンケート結果

回答者の属性（性別、年齢、居住地区）は次のようになっています。

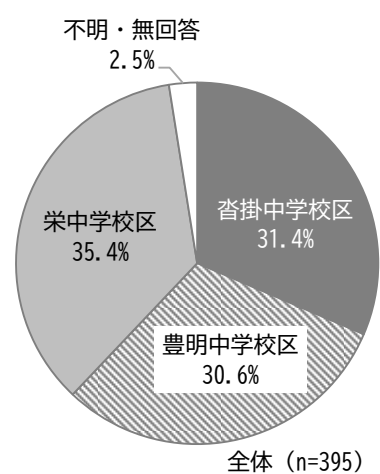
■回答者の性別



■回答者の年齢



■回答者の居住地区

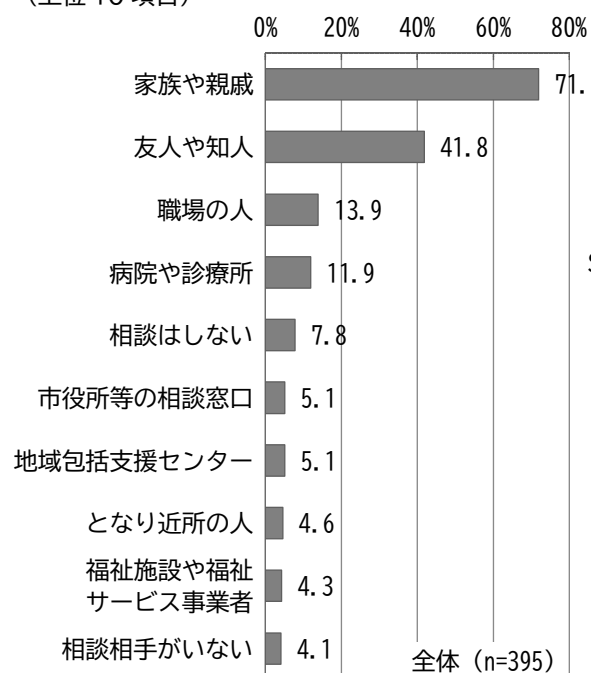


【相談について】

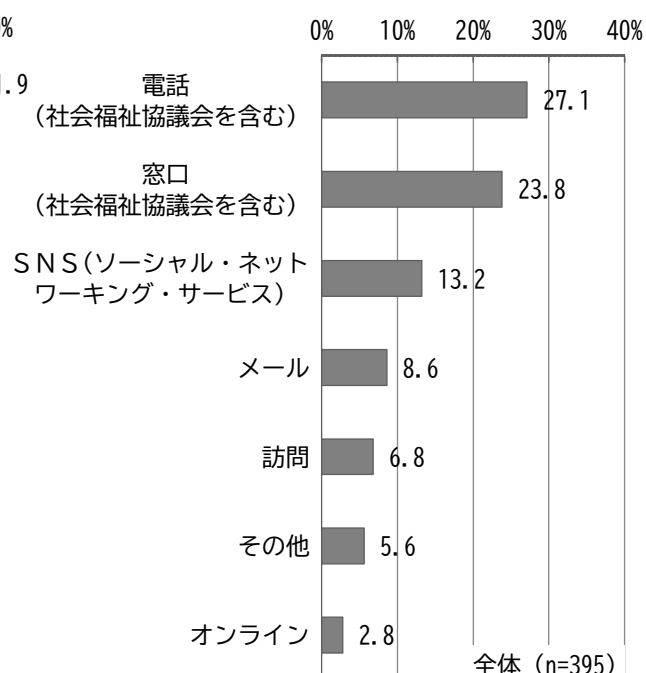
日々の生活の中での主な悩みや不安の相談先は、「家族や親戚」が71.9%と最も高く、次いで「友人や知人」が41.8%、「職場の人」が13.9%となっています。身近な人が相談相手となり、公的な相談窓口の利用は少なくなっています。なお、「相談はしない」が7.8%、「相談相手がいない」が4.1%となっています。

相談しやすい方法は、「電話（社会福祉協議会を含む）」が27.1%と最も高く、次いで「窓口（社会福祉協議会を含む）」が23.8%、「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」が13.2%となっています。電話や窓口等の従来の方法に加え、新たなツールも求められています。

■日々の生活の中での主な悩みや不安の相談先
(上位10項目)



■相談しやすい方法(「不明・無回答」を除く)

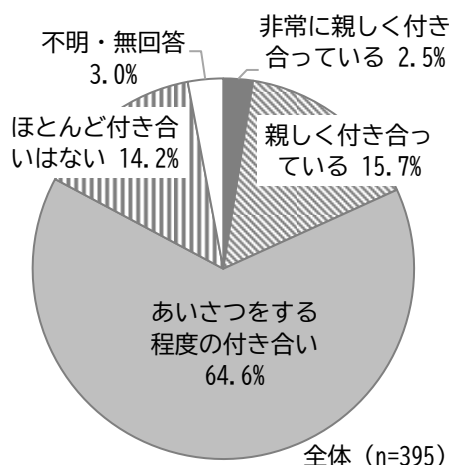


【地域とのつながりや居場所について】

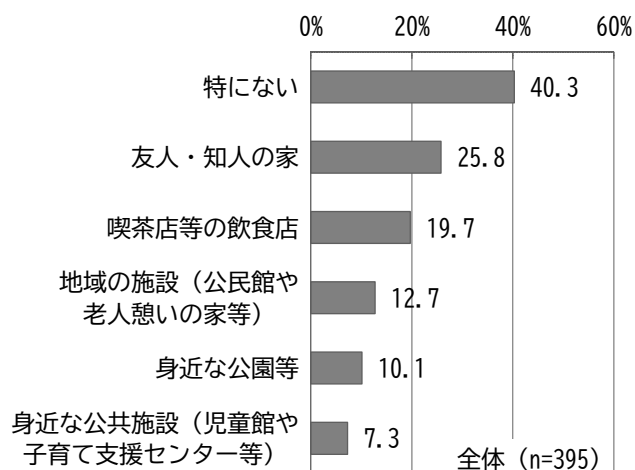
近所付き合いの状況は、「あいさつをする程度の付き合い」が 64.6%と最も高く、次いで「親しく付き合っている」が 15.7%、「ほとんど付き合いはない」が 14.2%となっています。市民の地域関係では、付き合いがある(「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」の合算)割合が2割に満たず、希薄化していることが伺えます。

「身近に集える場所」については、「特にない」が 40.3%と最も高く、次いで「友人・知人の家」が 25.8%、「喫茶店等の飲食店」が 19.7%となっています。身近な集いの場は持たない市民が多いものの、喫茶店や地域の施設等は、居場所として一定のニーズがあることが伺えます。

■近所付き合いの状況



■「身近に集える場所」は、どんな場所か(上位6項目)

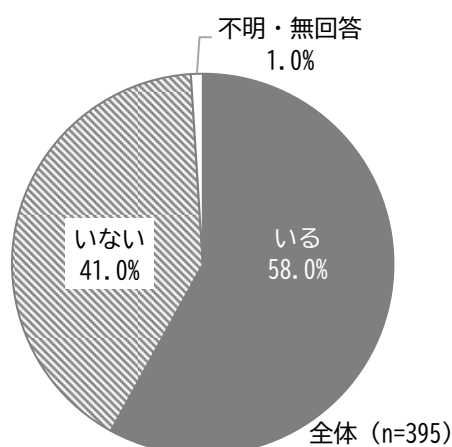


【頼れる人や孤独感・孤立感について】

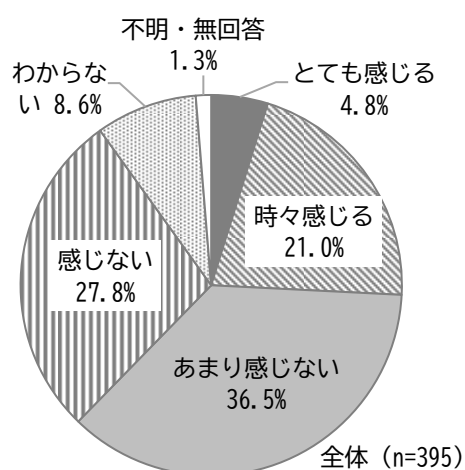
困ったとき、家族以外で助けてくれる人や頼みごとができる人の有無は、「いる」が 58.0% となっていますが、「いない」が 41.0%にのぼっており、もしもの時の不安が大きいことが伺えます。

孤立感や孤独感を感じるかは、『感じる』(とても感じる)と「時々感じる」の合算)が 25.8%、『感じない』(「あまり感じない」と「感じない」の合算)が 64.3%となっています。孤立感や孤独感を感じる市民が一定数みられます。

■困ったとき、家族以外で助けてくれる人や頼みごとができる人の有無

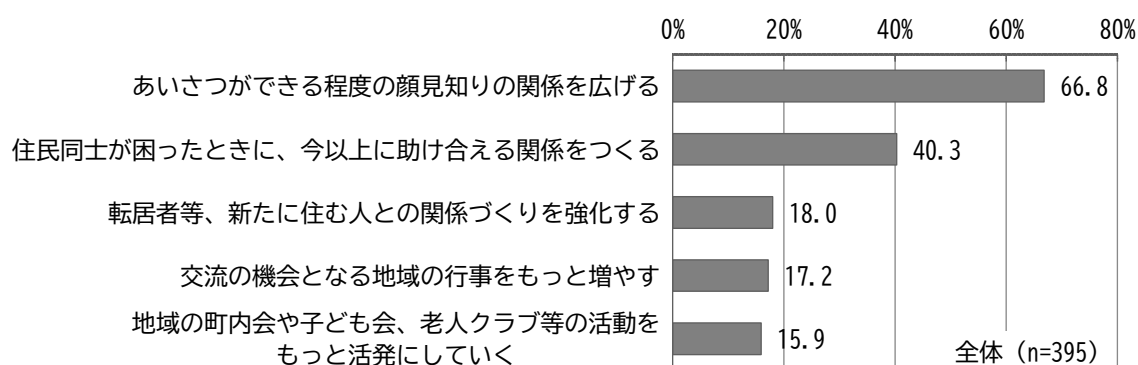


■孤立感や孤独感を感じるか



地域の活動や行事が活発に行われるようにするために大切だと思うことは、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が 66.8%と最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が 40.3%、「転居者等、新たに住む人との関係づくりを強化する」が 18.0%となっています。ふだんからの「あいさつ」の重要性が市民にも認識されていると言えます。

■地域の活動や行事が活発に行われるようにするために大切だと思うこと(上位5項目)

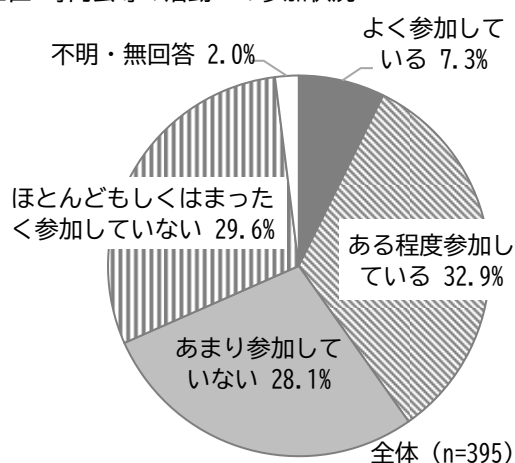


【地域活動について】

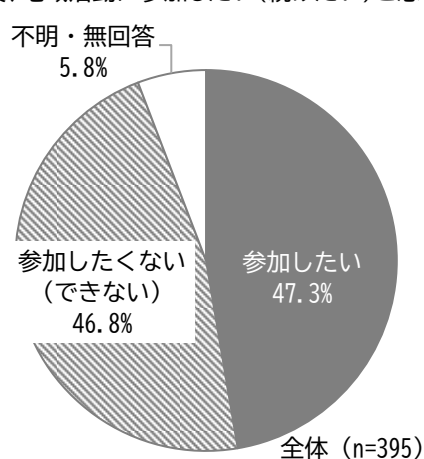
区・町内会等の活動への参加状況は、『参加している』(「よく参加している」と「ある程度参加している」の合算)が 40.2%、『参加していない』(「あまり参加していない」と「ほとんどもしくはまったく参加していない」の合算)が 57.7%となっており、参加していない市民の方が多い状況です。

今後、地域活動に参加したい(続けたい)と思うかは、「参加したい」が 47.3%、「参加したくない(できない)」が 46.8%と、回答が二分しています。なお、地域活動に参加したくない(できない)理由は、「仕事や家事・介護・育児等、他にやることがあって忙しいから」が37.8%と最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が 32.4%、「付き合いがわずらわしいから」が 28.1%となっています。多くの市民においては、地域コミュニティよりも個人の生活への優先度が高い状況であると言えます。

■区・町内会等の活動への参加状況



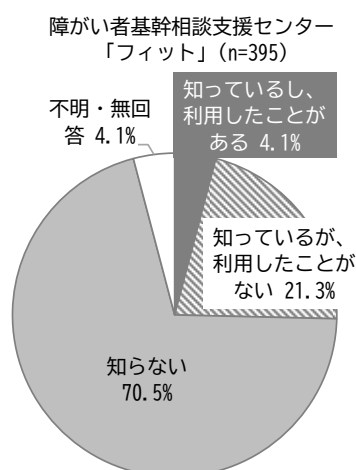
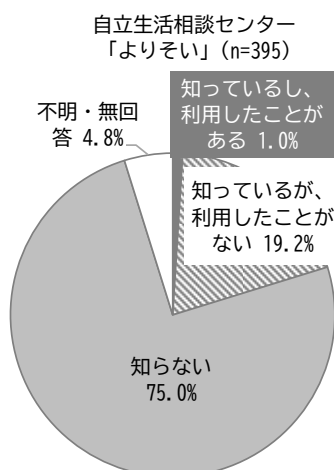
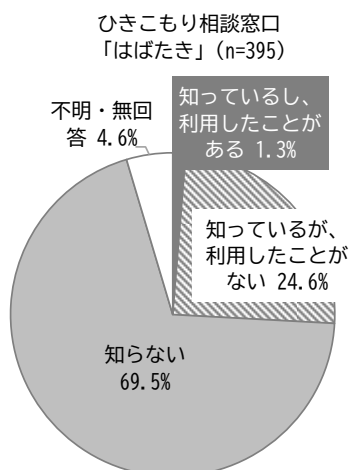
■今後、地域活動に参加したい(続けたい)と思うか



【相談窓口や制度等の認知度について】

制度や相談窓口の認知度(「知っているし、利用したことがある」と「知っているが、利用したことがない」の合算)は、ひきこもり相談窓口「はばたき」で 25.9%、自立生活相談センター「よりそい」で 20.2%、障がい者基幹相談支援センター「フィット」で 25.4%となっています。いずれも認知度が高いとは言えないため、周知していく必要があります。

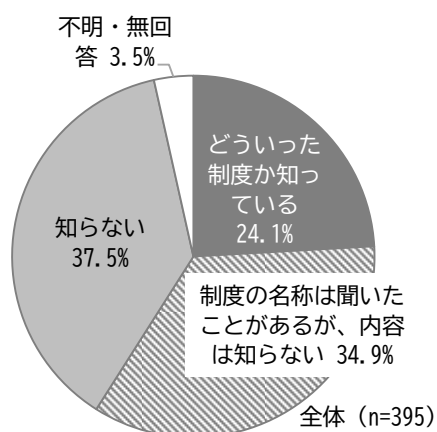
■制度や相談窓口の認知度



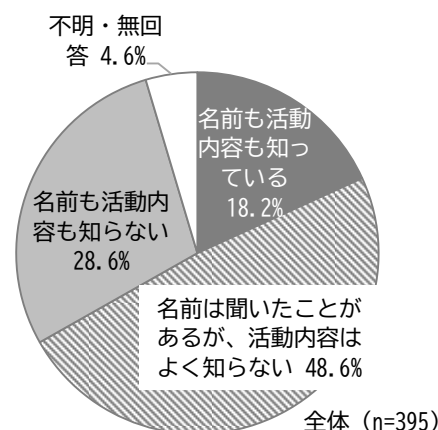
成年後見制度の認知度は、「こういった制度が知っている」が 24.1%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 34.9%、「知らない」が 37.5%となっています。

社会福祉協議会の認知度は、「名前も活動内容も知っている」が 18.2%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が 48.6%、「名前も活動内容も知らない」が 28.6%となっています。いずれも地域福祉の推進のための重要な制度・組織であり、内容も含めて周知していくことが求められます。

■成年後見制度の認知度



■社会福祉協議会の認知度

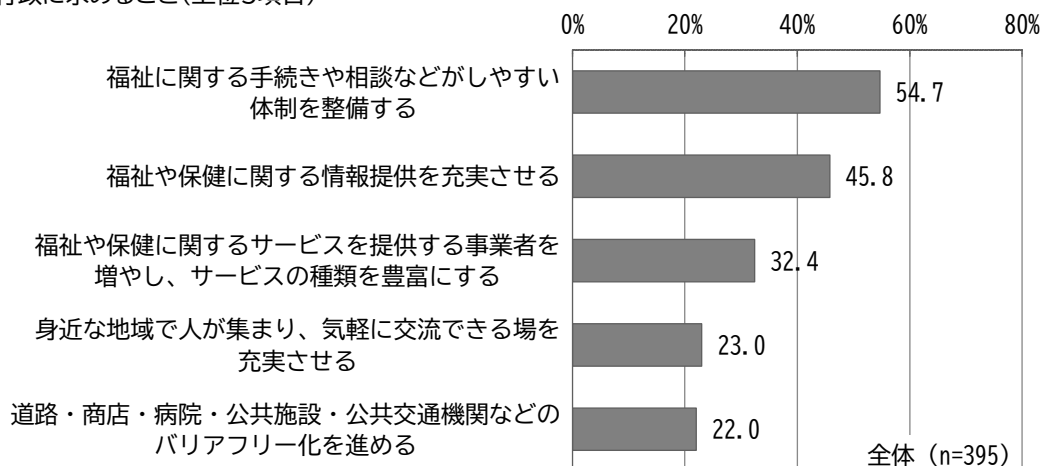


【これからの地域福祉に求められることについて】

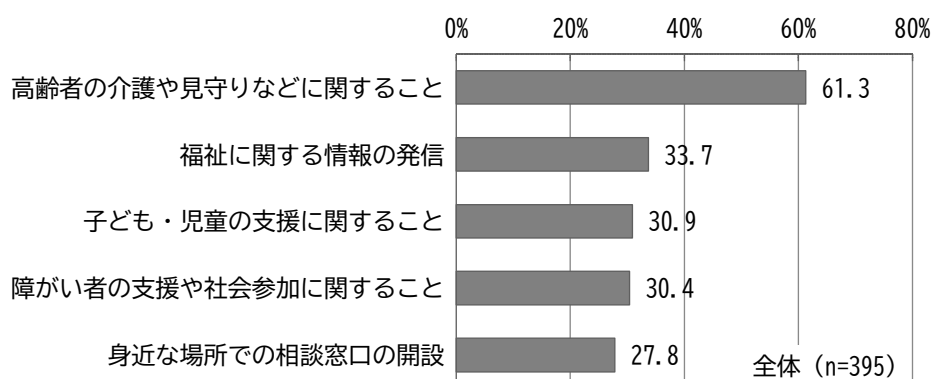
行政に求めることは、「福祉に関する手続きや相談などがしやすい体制を整備する」が 54.7%と最も高く、次いで「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が 45.8%、「福祉や保健に関するサービスを提供する事業者を増やし、サービスの種類を豊富にする」が 32.4%となっています。全体的な利便性の向上や情報発信、基盤づくりが求められています。

社会福祉協議会に求めることは、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」が 61.3%と最も高く、次いで「福祉に関する情報の発信」が 33.7%、「子ども・児童の支援に関すること」が 30.9%、「障がい者の支援や社会参加に関すること」が 30.4%となっています。地域の身近な場面で、高齢者、障がい者、子ども等への支援が求められています。

■行政に求めること(上位5項目)



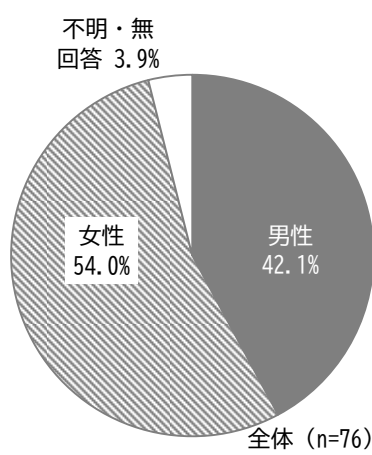
■社会福祉協議会に求めること(上位5項目)



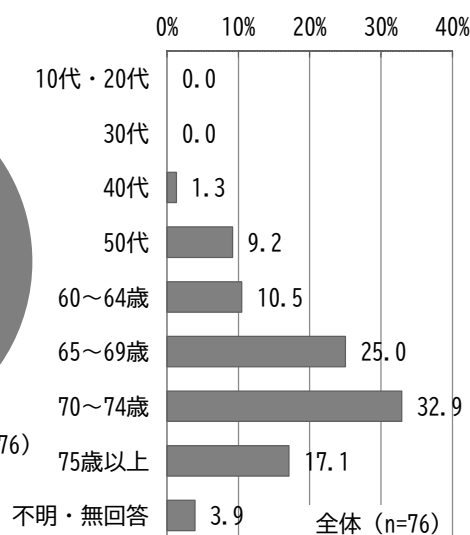
②民生委員・児童委員アンケート結果

回答者の属性(性別、年齢、経験年数)は次のようになっています。

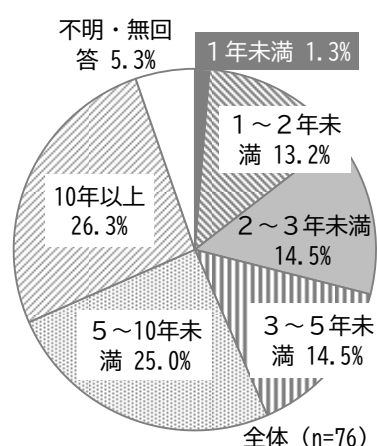
■回答者の性別



■回答者の年齢



■民生委員・児童委員の経験年数



【活動におけるやりがいや負担感について】

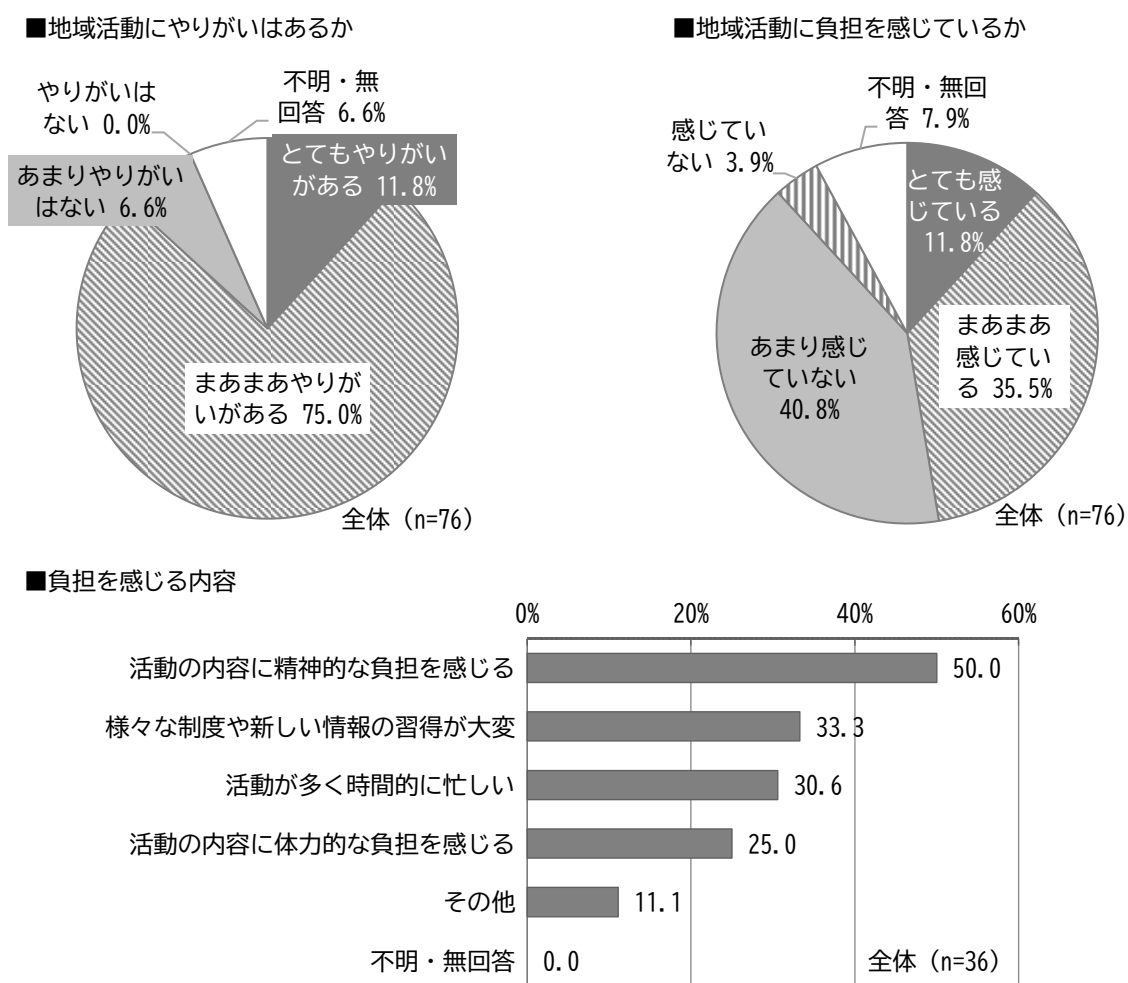
活動について、『やりがいがある』(「とてもやりがいがある」と「まあまあやりがいがある」の合算)が 86.8%、『やりがいはない』(「あまりやりがいはない」と「やりがいはない」の合算)が 6.6%となっています。

地域活動に負担を感じているかは、『感じている』(「とても感じている」と「まあまあ感じている」の合算)が 47.3%、『感じていない』(「あまり感じていない」と「感じていない」の合算)が 44.7%となっています。

多くの民生委員・児童委員の方はやりがいを感じて活動しているものの、半数近くが負担感も持っていることが伺えます。

なお、負担を感じることを「活動の内容に精神的な負担を感じる」が 50.0%と最も高

く、次いで「様々な制度や新しい情報の習得が大変」が 33.3%、「活動が多く時間的に忙しい」が 30.6%となっています。継続的な活動に向けては、精神的な負担の軽減や制度情報等の円滑な周知等による支援が求められます。



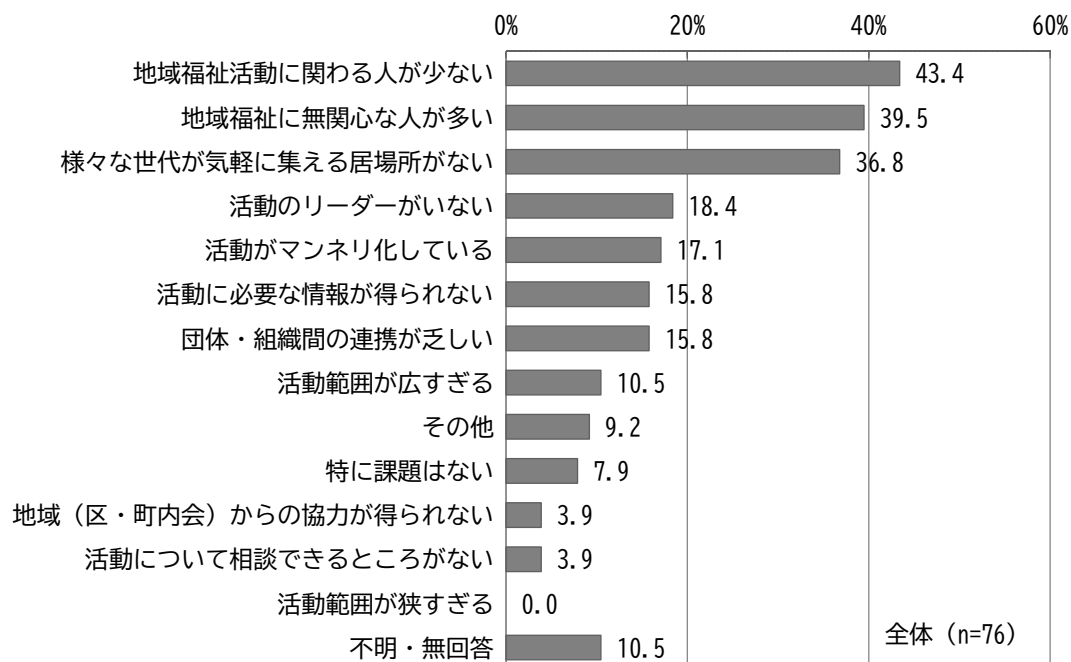
【地域の支え合いについて】

地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題は、「地域福祉活動に関わる人が少ない」が 43.4%と最も高く、次いで「地域福祉に無関心な人が多い」が 39.5%、「様々な世代が気軽に集える居場所がない」が 36.8%となっています。

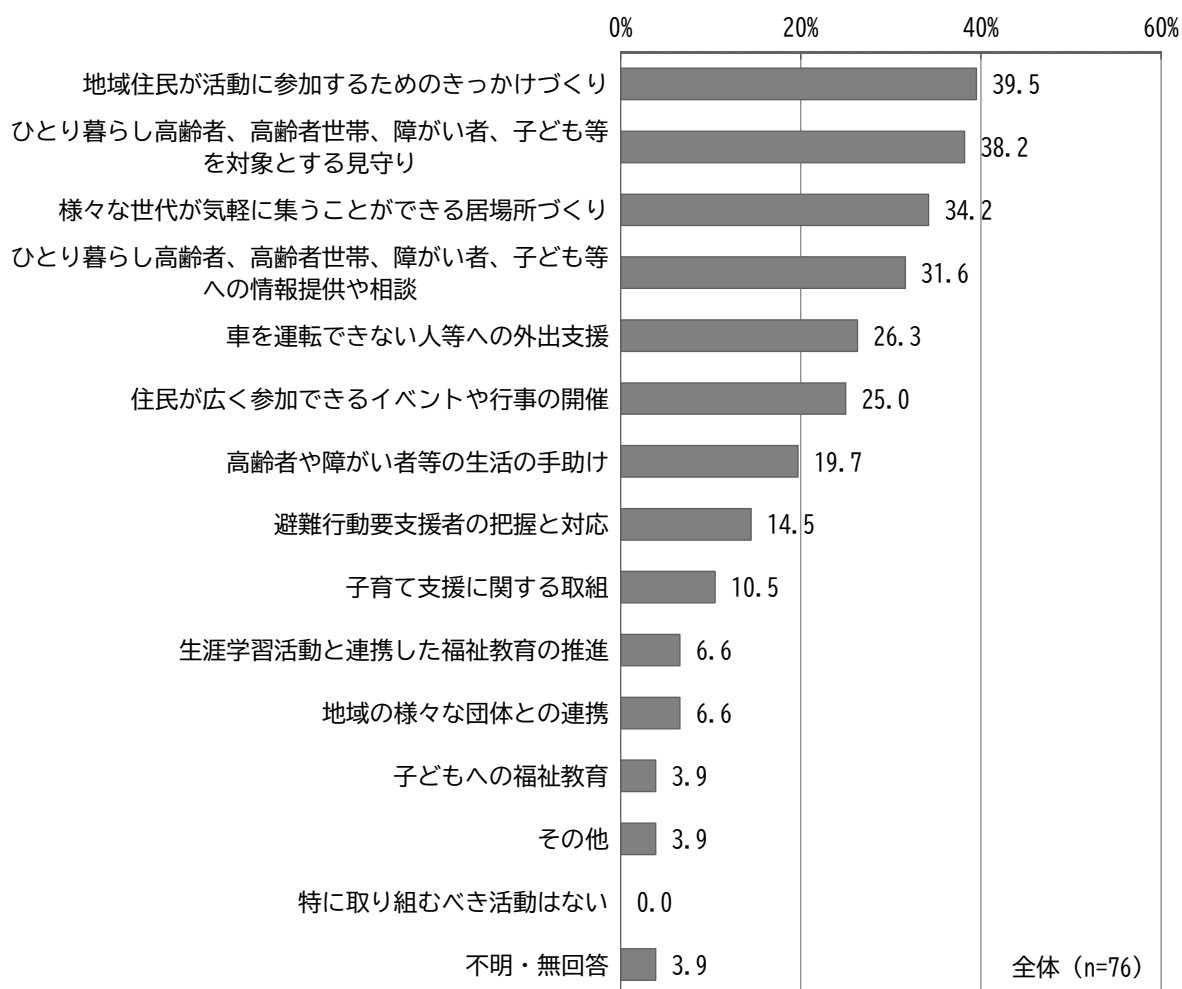
また、担当地域で、地域の支え合いの活動や取組は何があるかと思うかは、「地域住民が活動に参加するためのきっかけづくり」が 39.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者、子ども等を対象とする見守り」が 38.2%、「様々な世代が気軽に集うことができる居場所づくり」が 34.2%となっています。

特に、地域住民の意識向上や人材育成に関する課題があげられており、そのためには参加のきっかけづくりや気軽に取り組める見守り活動の促進、居場所づくり等に取り組んでいく必要があります。

■地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題



■担当地域で、地域の支え合いの活動や取組は何かあるとよいと思うか

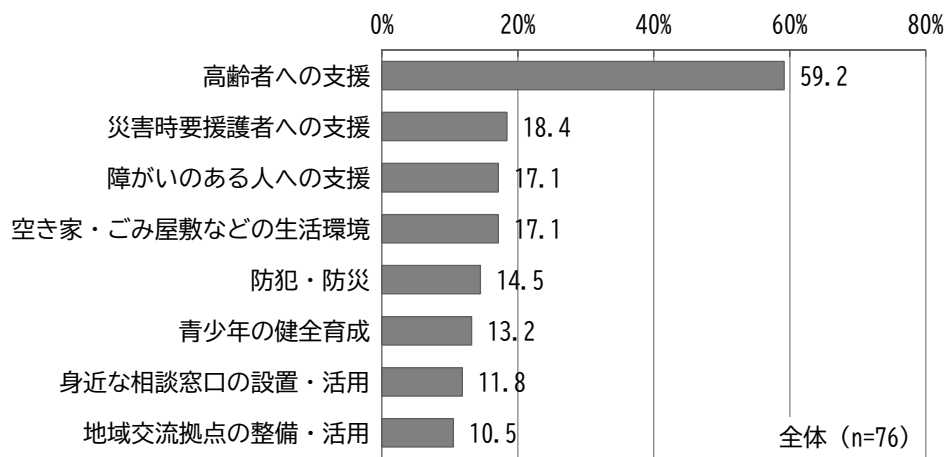


【相談や複合的な福祉課題について】

地域からの相談は、「高齢者への支援」が 59.2%と最も高く、次いで「災害時要支援者への支援」が 18.4%、「障がいのある人への支援」「空き家・ごみ屋敷などの生活環境」がそれぞれ 17.1%となっています。

また、様々な要因が重なって対応が難しいと感じた地域の課題の事例については、高齢者に関すること、高齢者と障がい、生活困窮などが絡み合った複合的な課題の事例などがみられました。特に高齢化が進むなか、認知症や独居などの高齢者を対象とした相談や困難事例が増加していることが想定されます。

■地域からの相談で多いもの(10%以上のものを抜粋)



■対応が難しいと感じた地域の課題の事例(意見を抜粋して掲載)

分野	具体的事例の主な内容
子ども・子育て(居場所、ヤングケアラー含む)	家庭内の実情(ヤングケアラー他)がわかりにくく、外からの見守りのみになってしまう。
	母子家庭で住環境など養育に問題があっても、子どもが大きくなるにつれて連絡がとれなくなってくる。
	子ども会が解散して連携ができない。
障がい児・者(医療的ケア児、発達障がいを含む)	障がいのある方で、災害時に電源が必要であるとの話であったので区長へつなげた。
	施設に馴染めない成人のお子さんがおり、保護者の方がパートの仕事しかできないという相談があった。
	支援に動き始めていた方がいたが、その方の知人が支援に反発し、怒ってきたことがあった。
	家賃が高いため、年金だけでは暮らせないという経済問題の相談があった。
	一人暮らしで持病があり、精神的に不安定になっている方がいた。不安感から早朝から電話相談を受け、対応に苦慮した。週末や夜間、早朝など、相談をつなぐ場がないのが不安。

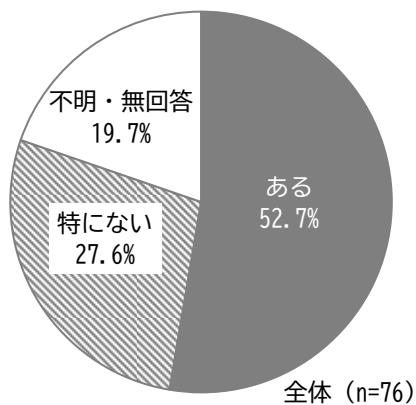
分野	具体的事例の主な内容
高齢者（認知症、見守り等）	隣家からの騒音で困っているとの相談があったが、認知症の方であり、相談内容と実情が違っていることがあった。
	家の中から、何か声がするという連絡を受けて訪問した。行政や近隣の人と連携し、親族と連絡が取れ、無事に解決した。
	病院や買い物に関して、外出が困難であると相談を受け、社会福祉協議会の事業や「ちゃっと」を教えた。
	高齢で耳が遠く、生活が困難な人を地域包括支援センターにつなげた。
	買い物をしたいという希望があったが、支援が結び付かず、残念だった。
	高齢者が敷地内でごみを燃やしたことがあった。高齢者のガスストーブやガスコンロ等の火の始末が心配である。
	生活援助が必要だと思われる高齢の親が、息子（または娘）と暮らしている場合、支援につながらないことがある。
	同居の親族がいない高齢者世帯が心配である。
	ひとり暮らし高齢者の親族と連絡が取りづらいことがある。
	ひとり暮らし高齢者の認知症が急に進んだ時に心配である。
	ひとり暮らし高齢者宅が非常に不衛生であった。
	老人会が解散し高齢者と連絡できない。
外国人市民	文化の違い、言葉の壁、ルールの違いで困ったことがあった。
	言葉が通じない。
生活困窮（就労、ニート・ひきこもり等）	生活保護者からの生活困窮について幾度も相談があったが、救済する方法がない。
	休日に、家電が故障してしまったとの相談があった。
住居・住環境に関する こと（ごみ屋敷等）	ごみ屋敷については、性格もあるので強要ができない。
	住宅の境界に関することなど、専門的な知識や傾聴が求められることがあった。
	熱中症が心配なのでエアコンをつけるよう言ったが、エアコンが嫌いな人には何度話しても受け入れてもらえなかった。
	空き家について、家主がいないため草が生い茂ってしまった。近隣住民で片付け等を行った。
複合的な課題	高齢で障がいのある親が、精神障がいのある子どもの就職を心配していた。
	障がいのあるお子さんの保育所が決まらず、下のお子さんのお世話に困っていた。
	アパートの大家より家賃の滞納やごみの放置について相談があった。
	8050 問題。
	障がい、高齢、外国籍、生活困窮など、様々な要素が重なっていて、言葉の壁や文化の違いもあり、なかなか問題が解決に向かわない。

【連携について】

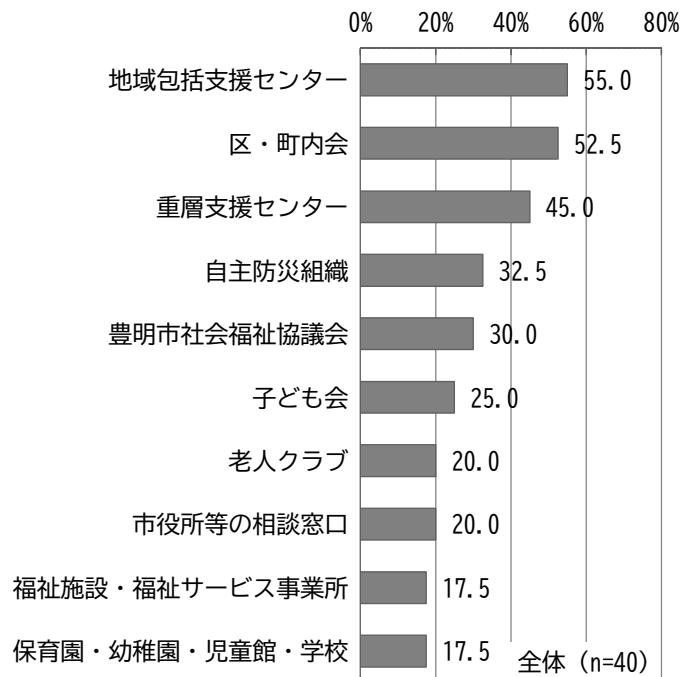
連携を取りたい組織・団体の有無は、「ある」が 52.7%、「特にない」が 27.6%となっています。

これから連携していきたい組織・団体は、「地域包括支援センター」が 55.0%と最も高く、次いで「区・町内会」が 52.5%、「重層支援センター」が 45.0%となっています。高齢者に関する相談や複合課題などが増加することが見込まれるなか、民生委員・児童委員と各種の相談支援窓口や地域組織との連携強化が必要です。

■連携を取りたい組織・団体の有無



■これから連携していきたい組織・団体(上位 10 項目)



5 団体・支援者ヒアリングからの現状

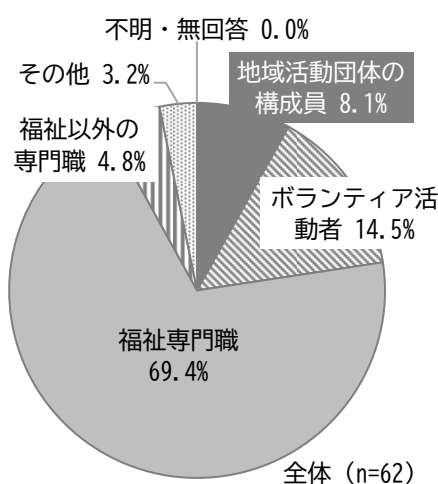
本計画を策定するにあたり、実際に地域福祉活動や支援に携わっている団体・支援者の意見を聞き、計画策定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

■実施概要

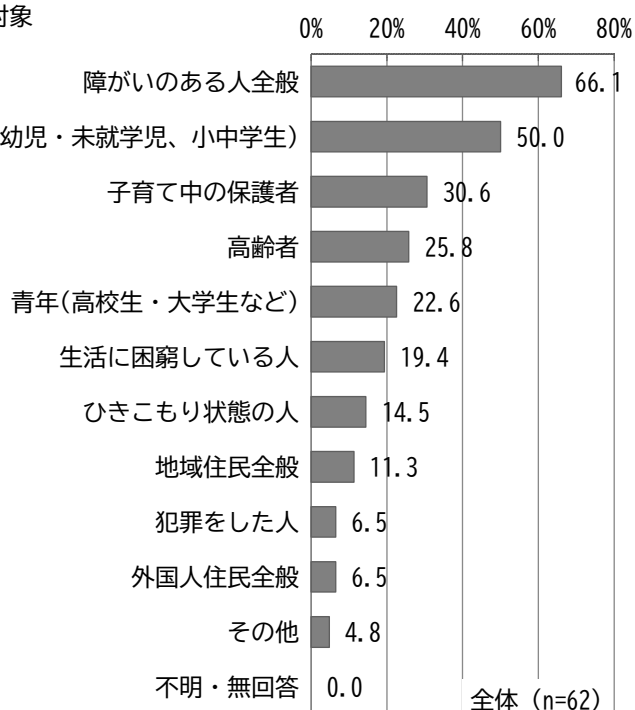
調査区分		内容
団体・支援者	調査対象者	市内で活動する関係団体・支援者 82 団体
	調査期間	2024 年9月 30 日～10 月 15 日
	調査方法	案内状の郵送配布・WEB 回答
	回収状況	62 件(回収率 75.6%)

回答者の属性（所属・職種等、活動の対象者）は次のようになっています。

■回答者の属性



■活動の対象

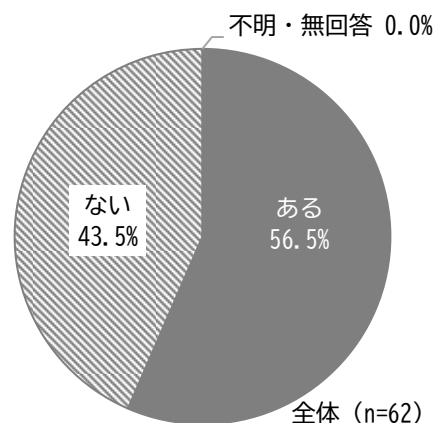


【相談や複合的な福祉課題について】

活動の中で、地域の困りごと等の相談を受けることの有無は、「ある」が 56.5%、「ない」が 43.5% となっています。

また、地域で困りごと等の相談を受ける際に、特に対応が難しかった事例については、障がい児・者に関すること、経済的な問題に関する事項が多くなっています。

■地域の困りごと等の相談を受けることの有無



■相談を受ける際に、特に対応が難しかった事例

分野	具体的事例の内容
子どもに関すること	ヤングケアラーという自覚がない生徒への支援。
	学校と保護者の関係改善を依頼される。
	ひとり親世帯。
障がい児・者に関すること	障がいのある方が複数いる家庭への支援。
	障がい特性に対する相談。
	障がいのある方の地域生活での役割(町内会、PTAなど)に関すること。
	精神科受診を希望する児童について、初診を受け入れしている病院で受診希望者が多く、すぐに対応できない。
	障がい者の病院の受診や外出の支援。養育、介護力の弱いご家庭における障がい児の支援に関すること。
	薬物依存症のケースや、重度の自閉症で強度行動障害の認定がついているケース。
	グループホームへの入居の相談。
	意思決定支援。ご本人が感じる現在値とニーズ。親御さんのわが子に対する現在値とニーズ。これらの間にあるギャップが大きく、ご本人の意思よりも親御さんの想いが大きくなることで、ご本人の身を置く環境に影響を与える可能性が大きい状況を目の当たりにした時。
高齢者に関すること	支援人材の不足。
	移動支援で通院の付き添いを求められるが、人手不足で断らざるを得ない現状があること。
	移動支援で通院の付き添いを求められるが、人手不足で断らざるを得ない現状があること。
外国人市民に関すること	ゴミ出しができない方への支援。
	認知症だと思われる高齢者について、ご家庭の愚痴をこぼされることが多々あり、その時は行政へ連絡を入れ連携をお願いした。
外国人市民に関すること	特にポルトガル語ではない場合の外国人市民のこと。
	日本語を話すことが難しいご家族に対するサービスを説明する時や、困りごとをうかがう時の対応。
経済的な問題に関すること	生活困窮家庭。
	ホームレス状態で住所がなく、生活保護申請ができない。
	多重債務。
地域コミュニティに関すること	多重債務や家族関係の不仲。
	近隣とのトラブル。
	隣人がうるさい、ということへの対応。
複合的な課題	多問題ケースの場合、家族それぞれの支援者を決めてから支援方針を話し合って進める必要があり、課題解決に向けて時間がかかるが、当事者家族は早急に解決を求めてくる事が多く、急かされる。
	行政サービスを使いたくても、どれにも当てはまらない場合。

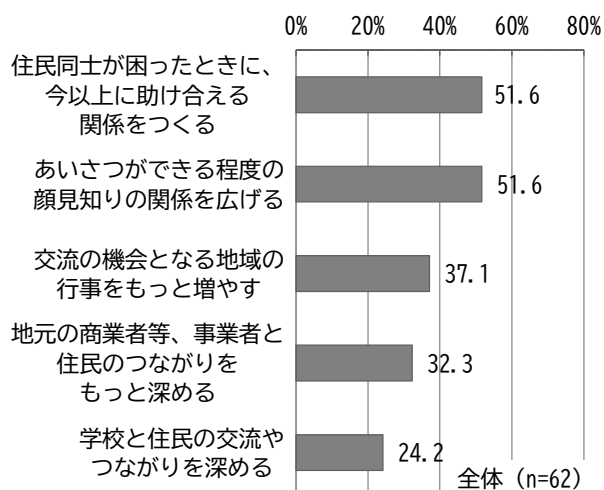
【地域住民や行政等の役割について】

地域福祉を推進するにあたって、地域住民に協力してほしいことは、「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」がそれぞれ 51.6%と最も高く、次いで「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」が

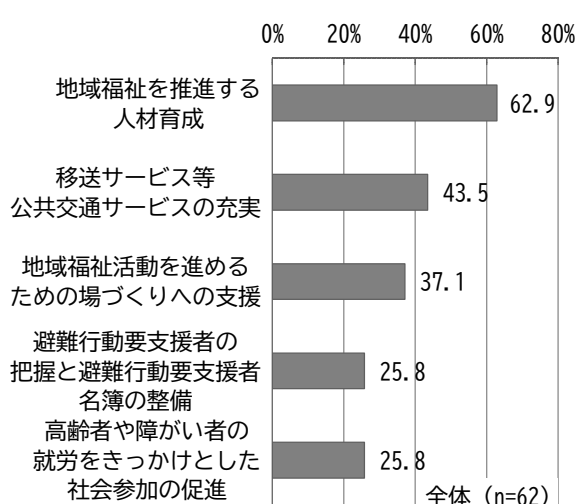
37.1%、「地元の事業者等、事業者と住民のつながりをもっと深める」が32.3%となっています。

地域福祉を推進するにあたって行政で重点的に進めるとよいと思うものは、「地域福祉を推進する人材育成」が62.9%と最も高く、次いで「移送サービス等公共交通サービスの充実」が43.5%、「地域福祉活動を進めるための場づくりへの支援」が37.1%となっています。特に人材不足は福祉分野全体の課題となっており、対策が求められます。

■地域住民に協力してほしいこと
(上位5項目)



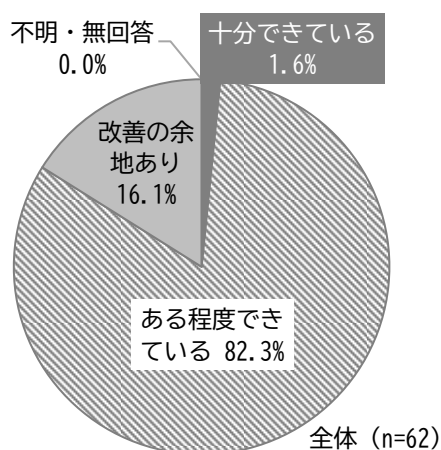
■行政で重点的に進めるとよいと思うもの
(上位5項目)



【包括的な相談支援体制について】

現在の豊明市における包括的な相談支援体制づくりについての評価は、「十分できている」が1.6%、「ある程度できている」が82.3%、「改善の余地あり」が16.1%となっています。現在の体制において概ね評価されていると言えますが、市民への周知や横断的相談、アウトリーチなどの相談機能の強化についてさらなる充実が求められています。

■現在の豊明市における包括的な相談支援体制づくりについての評価



【具体的な改善の内容】 ※抜粋

- ・市民への周知をわかりやすく。
- ・気軽に相談に行ける雰囲気づくり。
- ・子どもから高齢者まで横断的に相談を受けられる体制づくり。
- ・アウトリーチ機能の強化。
- ・相談員の増員。
- ・福祉の制度や最新情報等の発信の強化。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

前回計画である「豊明市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」では、「第5次豊明市総合計画」における「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」というまちの未来像や、地域共生社会というキーワードをもとに「つなぎつながる 共に暮らすまち とよあけ」を基本理念として設定しました。

本計画においては、これまでの「つなぐ」「つながる」といったキーワードをより一層具体的に実行に移し、誰かとつながり合いながら、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域共生社会を実現するため、次のような基本理念を掲げます。

基本理念

誰もが誰かとつながりあえるまち とよあけ

2 基本目標及び体系

本計画においては、前回計画を引き継ぎ、次の4つの基本目標に基づき、施策を推進します。

基本目標1 支え合いの心を育む



地域福祉活動を広げていくためには、行政や社会福祉協議会、福祉関係者だけではなく、市民一人ひとりが福祉の心を育み、地域福祉を「自分ごと」として捉えてもらうことが重要になります。そのため、地域福祉活動や、地域共生社会についての認識をより多くの市民に伝え、身近なところから支え合い活動に取り組むことができるよう支援します。

基本目標2 支え合いを広げる人を育む



少子高齢化、人口減少社会となり、全国的に地域活動や福祉の担い手が減少しており、本市においても例外ではありません。地域福祉活動に携わる市民・団体の人材育成と取組への支援を行うとともに、ボランティア活動等への参加についてのハードルを下げるための取組を進め、地域福祉に取り組む人材のすそ野の拡大を図ります。

基本目標3 支え合いの仕組みをつくる



「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画できる地域をつくっていくため、社会参加のための支援や地域組織の強化、身近な地域での居場所づくりを推進します。また、福祉サービスを必要とする市民が、適切にサービスを利用できるよう、支援体制の充実を図ります。

さらに、ひきこもりや生活困窮等、様々な状況にある市民に対する支援のための気運の醸成と仕組みづくりを進めます。

基本目標4 みんなが支え合うまちをつくる



地域共生社会の実現に向けた基盤整備を行うとともに、地域における日常的なつながりや支え合いなどを基本とした災害時の支援の充実を進め、誰もが安全・安心に暮らしていける地域づくりに取り組みます。

また、地域福祉の核となる重層的支援体制整備事業を拡充し、相談支援機能の強化、多機関や庁内関係課の連携・協働の促進、多様な人の参加と協働による地域づくり、参加支援の充実を図ります。

■豊明市第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画 施策体系

基本目標	基本施策
1 支え合いの心を育む 	(1) 福祉に触れ、福祉を「自分ごと」として考える機会づくり (2) 身近な支え合い・助け合い活動の体験
2 支え合いを広げる人を育む 	(1) 市民が地域福祉活動に取り組むための支援の充実 (2) 地域福祉活動に携わる団体等への支援の充実
3 支え合いの仕組みをつくる 	(1) みんながいきいきと暮らし、役立てる仕組みづくり (2) 隣近所からはじまる支え合いの仕組みづくり (3) 誰もが集える地域の居場所づくり (4) 市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供と適切な利用促進 (5) 生きづらさを抱える人に対する支援の充実
4 みんなが支え合うまちをつくる 	(1) 支え合いを広げ、強固なものにする環境づくり (2) 災害時にひとり残らず避難できる体制づくりと安否確認 (3) 包括的な支援を可能にする関係機関のネットワークの強化

3 重点施策

本計画において、特に重点的に取り組む必要がある事項を「重点施策」として以下のように掲げます。また、達成状況を確認するための指標を設定し、その結果を取組の改善に活かします。

重点施策1 「あいさつ」からはじまる地域づくり【継続】



本市では、積極的なあいさつ運動を展開し、あいさつをきっかけとした顔の見えるつながりあえる地域づくりを目指しています。市民アンケートにおいても、地域の活動や行事が活発に行われるようにするために大切だと思うことでは「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が66.8%と、突出して高くなっており、あいさつの重要性が広く認識されています。

「あいさつ」は気軽にできることであり、その効果は防犯、防災、災害時の助け合いなどにもつながるため、継続して実施していくことが重要です。

関連する取組

- ・ No.6 あいさつに関する啓発
- ・ No.83 あいさつ運動の推進
- ・ No.90 地域づくり事業の実施

数値目標

項目	現状値（2024）	目標値（2029）
近所の人と付き合いがある人の割合の増加（市民アンケート結果） ※近所の人と「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」「あいさつをする程度の付き合い」の合算	82.8%	90%以上

重点施策2 包括的支援体制の充実・強化【拡充】



本市においては、情報共有や多職種連携の仕組みづくりにいち早く取り組み、全国的にも先進的な「地域包括ケア豊明モデル」を実現してきました。また、2022年度から重層的支援体制整備事業を開始し、2024年4月には総合的な相談窓口である「重層支援センター」を開設するなど、先駆的な取組を推進しています。

今後は「重層支援センター」の市民へのさらなる周知を図るとともに、相談支援体制の強化に向けたネットワークの強化や、地域づくり、参加支援等の実質的な拡充のための取組を推進します。

関連する取組

- ・No.88 総合的・包括的な支援体制の強化

数値目標

項目	現状値（2024）	目標値（2029）
包括的な相談支援体制づくりができていると感じる支援者等の増加（団体・支援者調査結果） ※豊明市における包括的な相談支援体制づくりについての評価において「十分できている」と「ある程度できている」の合算	83.9%	85%以上

重点施策3 ひとりでも安心して暮らせる仕組みづくり【新規】



本市においては高齢者の単身世帯、高齢夫婦世帯も増加しており、今後も高齢化が進行するなかでそのような世帯が増加することが見込まれます。高齢単身世帯は、社会的な孤立のリスクが高まることが指摘されており、地域コミュニティにおけるつながりづくりや人と関わるができる仕組みづくり、居場所づくりが求められます。

また、世帯や家族の在り方が多様化するなか、高齢者に限らず、身寄りのない市民が増加することが想定されます。地域や関係機関同士で、身寄りのない市民等への支援を行っていくための共通認識を持つことや、エンディングノートなどによる意思確認ツールの周知、円滑な権利擁護支援に向けた体制整備等を推進します。

関連する取組

- ・No.73 身寄りのない人への支援
- ・No.91 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

数値目標

項目	現状値（2024）	目標値（2029）
孤立感や孤独感を感じることがある市民の割合の減少（市民アンケート結果） ※孤立感や孤独感を「とても感じる」「時々感じる」の合算	25.8%	20%以下

4 地域の範囲について

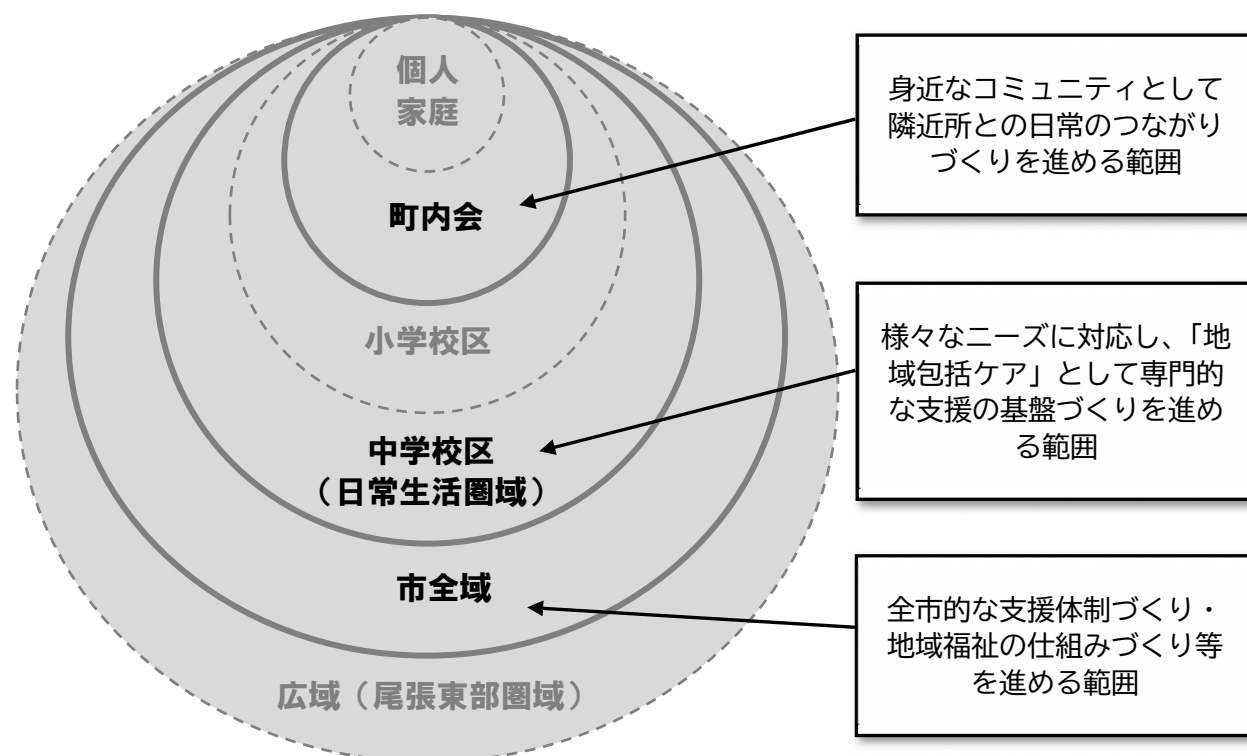
本市においては、各個別計画において、様々な範囲で地域が位置づけられています。また、「地域」の範囲は、活動や役割、または個々人の捉え方等で異なります。

本計画において総合的に地域福祉を推進していくために、主に「町内会の範囲」「中学校区の範囲（日常生活圏域）」「市全域」の3つの階層を中心に、それぞれの地域の範囲の特性を活かした活動支援や取組を推進します。

■各計画等における位置づけ

計画名	圏域の設定
豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	「日常生活圏域」については、「北部圏域」「中部圏域」「南部圏域」の3圏域として設定。
豊明市子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、全市を1区域として設定。
豊明市障害者計画／豊明市障害福祉計画及び障害児福祉計画	特に市内における圏域等の定めはないが、広域の障害保健福祉圏域（尾張東部圏域）と連携する取組も多い。

■豊明市における圏域の捉え方イメージ



第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標 **1** 支え合いの心を育む



現状・課題

- 市民アンケートによると、市民の近所付き合いの状況として、『付き合いがある』（「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」）割合は18.2%、「ほとんど付き合いはない」が14.2%となっています。64.6%が「あいさつをする程度の付き合い」となっており、多くの市民は地域においてふだんからあまり深いつきあいをしていないことが伺えます。また、地域活動も『参加している』市民（40.2%）よりも『参加していない』市民（57.7%）の割合が高くなっており、近隣関係の希薄化、地域活動の衰退などが継続した課題となっています。
- 民生委員・児童委員アンケートによれば、地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題として「地域福祉活動に関わる人が少ない」（43.4%）、「地域福祉に無関心な人が多い」（39.5%）が上位となり、地域福祉に関する意識づくり、人づくりが課題であると認識されています。
- 本市においても、地域コミュニティよりも個人の生活が優先される価値観が広がっていることなど、地域福祉を推進するにあたっての様々な課題があります。市民アンケートにおいて、地域の活動等が活発に行われるようにするために大切だと思うこととして「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」（66.8%）が最も高くなっています。これまで本市で進めてきた、あいさつ運動や声かけ、見守りなどの、日常の身近なところから顔見知りをつくっていく活動をより一層推進していくことが重要です。

方向性

- ◎市民が福祉に触れ、福祉を自分ごととして考えるための機会の充実を図ります。
- ◎身近な支え合い・助け合い活動への参加を促し、地域福祉に対する意識の醸成、向上を図ります。

(1) 福祉に触れ、福祉を「自分ごと」として考える機会づくり

市民・地域の取組

市民

- ・一人ひとりが、福祉に関心を持ちましょう。
- ・日頃から周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにしましょう。

地域・団体

- ・地域で勉強会を開催するなど、福祉について学ぶ機会をつくりましょう。
- ・地域住民や各種地域組織・ボランティア団体等がお互いに連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりを進めましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
1	地域福祉に関する情報発信	社会福祉協議会 社協だよりやホームページ、SNSを活用するとともに、地域連携会議等を通じて福祉に関する啓発や福祉サービスに関する情報発信を行います。また、日本語が理解しにくい市民への新たな情報発信方法を検討します。 行政【地域福祉課・長寿課・子育て支援課】 地域福祉に関する特集記事を組む等、「広報とよあけ」やホームページ、SNS等を活用し、市民の地域福祉意識の高揚に努めます。また、民間による地域生活に関する情報誌等にも地域福祉に関する情報を掲載することで、より幅広い市民への情報発信を行います。
2	福祉に関する学習機会の提供	社会福祉協議会 講演会や研修会、講座等を開催し、地域福祉に関する理解促進に努めます。学習内容やテーマ、スケジュール等についての市民ニーズを把握し、より多くの人が参加しやすい開催方法等を検討します。 行政【地域福祉課】 社会福祉協議会と連携し、講演会や研修会、講座等を開催し、地域福祉に関する理解促進に努めます。時代や対象に応じた学習メニューの提供により、市民の関心を高めるとともに参加者の増加を図ります。

No.	取組	方向性
3	様々な福祉分野に関する理解の講座の開催	社会福祉協議会 地域住民のニーズや社会情勢に応じて市民向け福祉講座を実施します。参加者が身の回りの福祉知識を学ぶ講座に加え、参加者が主体的に活動できるきっかけづくりとなるよう、講座内容の充実を図ります。
4	福祉協力校における福祉教育の推進	社会福祉協議会 福祉協力校において、助け合いの心を養い、障がいの有無や年齢に関係なく「共に生きる」福祉実践ができる講座を実施します。また、福祉実践教室への地域住民のボランティア参加を通じ、学校とボランティアとのつながりづくりを行います。
		行政【学校教育課・学校支援室】 市内の学校を福祉協力校に指定するとともに、福祉施設や社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がい者との交流を深めるための体験学習や福祉実践教室を開催します。また、道徳や総合的な学習を通じて、児童生徒が福祉を「自分ごと」として考える機会をつくれます。
5	ボランティア福祉体験学習の実施	社会福祉協議会 市内の高齢者及び障がい者福祉施設と、ボランティアを希望する学生とのコーディネートを行い、ボランティア活動を通じた支え合いの心を育みます。

(2) 身近な支え合い・助け合い活動の体験

市民・地域の取組

市民

- ・まずはご近所さん同士のあいさつから始めましょう。
- ・「困った」を気軽に言える人を見つけましょう。
- ・町内会や地域の活動に積極的に参加しましょう。

地域・団体

- ・地域活動に参加してもらえるよう、広く地域の皆さんに声掛けをしましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
6	あいさつに関する啓発	社会福祉協議会 全世代にあいさつの気運が広がり、地域力が強化されるよう、あいさつ運動を推進します。
		行政【地域福祉課・学校教育課・学校支援室】 各地域で行われているあいさつ運動や子どもたちの登下校の見守り活動等の取組を推進します。
7	支え合い・助け合い・見守り活動の推進	社会福祉協議会 地域組織と連携し、地域住民とともにご近所同士で助け合い、支え合える「近所」の仕組みを検討します。
		行政【防災防犯対策課】 自主防犯組織や警察等と連携し、子どもの登下校の見守り活動や高齢者世帯等への巡回、声かけパトロール等を行うことで、防犯に対する知識の普及や防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの自主防犯活動体制の確立や自主防犯活動の活性化につなげます。
8	地域住民が福祉課題に気づいた地域での伴走支援	社会福祉協議会 地域組織と連携し、地域住民とともにご近所同士で助け合い、支え合える「近所」の仕組みを検討し、生活支援活動の創出を促進します。

No.	取組	方向性
9	地域福祉活動に関する情報交換や情報発信の促進	社会福祉協議会 社協だよりやホームページ、SNSを通じて活動紹介を行い、地域活動の活性化を図ります。 行政【共生社会課】 区長会等の地域組織が一同に会する機会を設定し、地域組織間での情報交換を促進します。
10	地域サロンの拡充	社会福祉協議会 誰にとっても身近な地域で、気軽に参加できる場、情報共有や社会参加ができる場の創出を支援します。
11	企業や商工会等が実施する社会貢献活動との連携強化	社会福祉協議会 地域福祉活動の活性化を図ることを目的として、企業や商工会等が実施する社会貢献活動との連携強化を図ります。福祉活動と連携する新たな企業等の開拓を進めるとともに、PRの強化を図ります。
12	ゆるやかな見守り事業の推進	社会福祉協議会 地域住民の「地縁」による見守りに加え、民間事業者や社会参加による多様な見守りの手段を創出します。
13	寄附や共同募金等の取組の推進	社会福祉協議会 とよあけ福祉協力金の募集や赤い羽根共同募金運動を推進し、寄附文化の醸成を図ります。 行政【地域福祉課・産業支援課】 地域社会の持続的発展の実現のため、寄附文化の醸成を促進します。また、ふるさと豊明応援寄附に関して、地域福祉推進のための活用を進めます。
14	地域組織への加入促進	行政【共生社会課】 地域組織の役割や必要性について周知するとともに、町内会加入マニュアルを活用して区・町内会等への加入を促進します。
15	おたがいさまセンターちょっと	行政【長寿課】 安心して暮らせるまちをつくるため、各協同組合と協力しながら、ちょっとした生活の困りごとを市民同士で互いに支え合う体制を推進します。

基本目標 2 支え合いを広げる人を育む



現状・課題

- 本市の人口は、近年横ばい～微減で推移しており、中長期的には減少していくことが見込まれています。また、人口構成においても少子高齢化が進み、生産年齢人口は継続して減少していく見込みであり、様々な分野における人材不足が懸念されます。
- 一方で、地域においては高齢夫婦世帯、高齢単独世帯の増加や外国人市民の急増のほか、知的障がい、精神障がいを抱える人など多様化が進んでおり、支援ニーズは複雑化しています。このような中、誰もが役割を持って支え手になれるような仕組みづくりなどを進め、支援のすそ野を広げていくことが重要です。
- 本市においては、様々な当事者団体やボランティア団体が活動しています。それぞれの目的に沿った活動を活性化させることが重要である一方、担い手の高齢化なども進んでいることから、団体継続のための支援や人材確保のための支援が求められます。
- 本市のボランティア活動の中心となる社会福祉協議会ボランティアセンターの充実や地域活動・市民協働活動を活性化させるための取組の強化等を通じ、さらなる人材育成、団体支援の輪を広げていく必要があります。

方向性

- ◎福祉に関心を持ち、身近な支え合い・助け合い活動を行っている市民が地域福祉活動の担い手となるよう、人材の育成を行います。
- ◎地域で福祉活動に取り組む団体に対して支援を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。

(1) 市民が地域福祉活動に取り組むための支援の充実

市民・地域の取組

市民

- ・「困った」を受け止めることができる人になりましょう。
- ・身の回りの人の異変に気が付く人になりましょう。
- ・地域活動へ積極的に参加しましょう。

地域・団体

- ・地域活動や取組について、地域住民に積極的に情報発信しましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
16	地域活動に関する情報発信	社会福祉協議会 地域活動の活性化を目的として、社協だよりやホームページ、SNS等を活用し、地域の活動紹介等を行います。
		行政【共生社会課】 広報紙やチラシ、市民活動情報サイトやSNS等を通じ、市民の地域活動のきっかけとなる情報を発信します。
17	地域活動に関する講座の開催と運営支援	社会福祉協議会 地域活動への関心を深める講座を開催するとともに、地域リーダーなど地域活動の担い手を増やすための研修や講座を拡充します。
18	コミュニティ活動のさらなる推進のための支援	行政【共生社会課】 区・町内会ごとのコミュニティ活動の進捗状況に応じ、コミュニティ活動のさらなる推進のための支援を行います。
19	集会所等の整備のための助成	行政【共生社会課】 区、町内会が設置または管理する集会所等について、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備のための助成を行います。
20	地域活動推進のための協議の場の充実	行政【共生社会課】 地域活動に関する研修会を開催するとともに、プログラムの充実により、先進事例・優良事例の共有やコミュニティにおける会議等の運営方法の検討等に活かします。

(2) 地域福祉活動に携わる団体等への支援の充実

市民・地域の取組

市民

- ・老人クラブや子ども会等の地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・ボランティア活動の重要性を認識し、無理のない範囲でボランティアに参加しましょう。

地域・団体

- ・地域組織や他の団体、社協、行政等と連携した取組を行いましょう。
- ・積極的に自分たちの活動を発信しましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
21	障がい者団体に対する支援	社会福祉協議会 障がい者団体と連携し、安全・安心して生活できるよう地域での支えあいについての地域課題の共有を行うとともに課題解決に向けた取組を支援します。
22	福祉団体に対する活動の支援	社会福祉協議会 障がい者団体、老人クラブ、子ども会等既存の福祉団体に対し、それぞれの団体の役割や事務局機能についての検討を進めるとともに、自立した組織運営を目指した支援を行います。
23	ボランティア活動に関する情報発信	社会福祉協議会 より多くの人がボランティア活動に興味を持ち、関わる機会を増やせるような情報発信を行います。
		行政【共生社会課】 ボランティア団体や社会福祉協議会と連携し、より多くの人がボランティア活動に興味を持ち、取り組むことができるよう、ボランティア活動についてわかりやすく魅力的な情報発信を行います。
24	ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会 市民に対し、ボランティアセンターに関する周知・広報を行うとともに、ボランティア活動への支援を行います。ボランティア活動を希望する人やボランティアを必要とする人など、誰もが利用しやすいセンター環境づくりを進めます。

No.	取組	方向性
25	ボランティア養成講座の充実	社会福祉協議会 ボランティア活動への参加を希望する人に対し、幅広い年代の市民の参加を促進するとともに、その後の実践活動につなげられる講座づくりを行います。
26	地域福祉活動への参画を目的とした講座の実施	社会福祉協議会 地域福祉活動を行う人への支援を行うとともに、新たな担い手とのマッチングや活動者発掘を行うための講座の企画・開催を行います。また、地域住民のニーズに応じて先進地への視察等を行うとともに、企業の研修や町内会の会合等でも取り入れてもらえるよう情報発信を行います。
27	ボランティア保険への加入促進	社会福祉協議会 ボランティア活動に安心して取り組むことができるよう、ボランティア保険への加入促進を行います。
28	ボランティア活動のマッチングに向けた連携強化	社会福祉協議会 ボランティア団体へ十分な活動支援を行うことができるよう、ボランティアコーディネート機能を強化します。また、学校や福祉関連施設等におけるボランティア担当者との連携強化を図ります。
29	まちづくり助成金の交付	社会福祉協議会 地域や活動団体に対し、地域福祉活動を支援する「まちづくり助成金」を交付し、活動を支援します。
30	総合福祉会館の運営	社会福祉協議会 福祉団体やボランティア団体にとって、総合福祉会館がより利用しやすい施設となるよう、施設運営に努めます。
31	豊明市市民活動総合補償制度に関する情報発信	行政【共生社会課】 ボランティア活動や地域活動に安心して取り組むことができるよう、豊明市市民活動総合補償制度に関する情報発信を行います。
32	市民活動団体の立ち上げ時における支援・育成	行政【共生社会課】 市民活動団体の立ち上げにあたって、補助金や相談・情報提供等による活動支援を行うことで、市民活動の活性化を図るとともに、公益的な活動を行う団体を育成します。
33	市民提案型まちづくり事業の推進	行政【共生社会課】 行政だけで解決することが難しい地域固有の課題の解決を目的とした、市民活動団体による事業の実施を支援するため、市民提案型まちづくり事業を推進します。

No.	取組	方向性
34	次世代のボランティア活動の担い手の確保・育成	行政【子育て支援課】 児童館で遊びのリーダーとして活動するボランティアの育成・支援を行います。また、ボランティア団体等との連携を深め、児童館事業への協力を求めるとともに、活動機会や場所の提供などボランティア団体等の育成・支援に努めます。
35	民生委員・児童委員の役割や活動内容に関する周知と支援	行政【地域福祉課】 地域住民と関係機関とのパイプ役や地域福祉活動のコーディネーターとしての役割を果たすことができるよう、民生委員・児童委員との連携強化を図るとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容について、周知を行います。また、活動の負担軽減や継続支援、人材確保に向けて、地域等と協議しながら支援体制を構築します。



現状・課題

- 市民アンケートによれば、約4割の市民は「身近に集える場所」が特にないと回答しています。高齢者の分野では介護予防にも取り組む地域サロンが身近に増加しており、子育て支援の分野においては子育て支援センターなど、障がい者の分野ではそれぞれの分野・属性ごとの居場所が充実してきています。しかし、幅広い世代が交流できる場や、地域で主体的に開催される居場所づくりなどをより一層増やしていくことが重要です。
- 福祉サービスについては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、福祉サービスの提供に関する方向性を定め、推進しています。各種の福祉サービスは、質・量ともに拡充が求められていますが、一方で制度の狭間と言われる問題もみられています。
- 近年の社会情勢を背景に、孤立感や孤独感、生きづらさ等を持つ人が増加しています。本市においては、民生委員・児童委員アンケートにおいても高齢者・身寄りがいない人等に関する支援困難事例や、複雑化・複合化した地域の相談に関する事例が見られ始めています。また、団体・支援者ヒアリングにおいても、経済的な問題に関する対応や障がい特性に応じた対応など、多様な対象・制度の狭間に関する課題がみられており、支援者が1人で問題を抱え込んでしまうことがないよう、体制が求められています。

方向性

- ◎地域福祉活動をより活発かつ継続的に行うため、地域で支え合う仕組みをつくります。
- ◎誰もが福祉サービスを受けることができるよう、コーディネート機能の強化やサービスの拡充に関する取組を進めます。
- ◎制度の狭間や生きづらさを感じる人等に対する支援の充実を図ります。

(1) みんながいきいきと暮らし、役立てる仕組みづくり

市民・地域の取組

市民

- ・障がいの有無にかかわらず、誰もがつながりあえる地域をつくりましょう。

地域・団体

- ・障がいのある人や高齢者の雇用等を積極的に応援しましょう。
- ・地域全体で支え合いの仕組みづくりに協力しましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
36	障がい者の就労や社会参加の促進・支援に向けた連携強化	社会福祉協議会 「豊明市障害者地域自立支援協議会」で検討される就労に関する地域課題をもとに、社会全体における障がい者の就労に対する理解促進、関係機関と連携した社会参加・就労の機会増加のための取組を進めます。
37	障がい者の一般就労に関する相談事業の実施	社会福祉協議会 障がい者基幹相談支援センターフィットにおいて、ハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト、まるっと豊明、愛知障害者職業センター、及び訓練系障がい福祉事業所、企業等と連携して就労に関する相談事業を実施します。
38	高齢者・障がい者の雇用の推進	社会福祉協議会 高齢者や障がい者、ひとり親家庭の雇用促進や職場における障がい者理解の促進を目的に、市内の企業や地域のイベント会場等で移動販売車による飲食物の販売を行います。 行政【地域福祉課・長寿課】 高齢者や障がい者等の雇用の確保や社会参加に向けて、障がい福祉サービス事業所等との連携による雇用機会の創出やシルバー人材センターによる高齢者就労支援、ボランティアポイント制度の利用促進を図ります。
39	支え合い活動の推進	社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターが地域に出向き、支え合いの仕組みを地域住民や支援者と一緒に検討する取組を進めます。

(2) 隣近所からはじまる支え合いの仕組みづくり

市民・地域の取組

市民

- ・ 普段から隣近所の地域住民同士の付き合いをしましょう。
- ・ 地域活動の企画に参加しましょう。
- ・ 地域活動や福祉講座に参加し、地域リーダーやお助けマンになりましょう。
- ・ 地区社会福祉協議会について知りましょう。

地域・団体

- ・ 地区社会福祉協議会について情報を得て、地域で立ち上げを検討してみましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
40	地区社会福祉協議会の設置に向けた取組の推進	社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域の拠点となる地区社会福祉協議会の設置に向けた取組を促進します。
41	地域リーダーとなる人材の発掘・育成	社会福祉協議会 地域活動への関心を深める講座を開催するとともに、地域リーダーなど地域活動の担い手を増やすための研修や講座を拡充します。
42	モデル事業の立ち上げや推進時の支援	社会福祉協議会 区・町内会等が活動主体である活動について、先進的な取組をモデル事業と位置づけ、行政や民生委員・児童委員と連携し、モデル事業の立上げや推進に際し、組織体制づくり等の支援を行います。
43	区・町内会が実施する事業への支援	行政【共生社会課】 区、町内会が各々の創意と工夫、責任と判断により組織の健全な運営及び特性に応じた魅力あるまちづくりを行うために必要な事業に財政支援を行います。

(3) 誰もが集える地域の居場所づくり

市民・地域の取組

市民

- ・ 地域活動を行うことができる場を把握しましょう。
- ・ 地域の交流の場に参加してみましょう。

地域・団体

- ・ 地域での活動において、公共施設を積極的に利用しましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
44	「みんなの集いの場」としての施設活用	社会福祉協議会 公民館や集会所等の公共施設を、誰もが気軽に立ち寄ることができる「みんなの集いの場」として活用します。誰もが気軽に集える場所となるよう、積極的に周知を行います。 行政【学校教育課・学校支援室】 公共施設の空きスペースや空き店舗、空き家等を、居場所づくりや地域交流の場として有効活用します。
45	ふれあいサロンの開催	社会福祉協議会 ひとり暮らし高齢者が社会と関わりながら地域で自分らしく暮らすことができるよう、民生委員・児童委員や地域住民等との協力のもと、ふれあいサロンを開催します。
46	子どもの居場所づくり	社会福祉協議会 市内の子ども食堂を広く普及するとともに、子どもにとって安全・安心に利用でき、居場所となるよう支援を行います。 行政【地域福祉課・子育て支援課・学校教育課・学校支援室】 様々な状況にある子どもの居場所が地域に増えるよう、関係機関等と連携を図りながら校内フリースクール、教育支援センター「フレンドひまわり」等との教育・福祉の連携を図ります。また、多様な子どもの居場所が地域とのつながりをつくる場所として発展できるよう支援します。
47	子どもと地域との交流の促進	社会福祉協議会 子ども会やPTA等、地域組織等との連携を図り、子どもと地域との交流を促進します。

No.	取組	方向性
48	ひきこもり状態にある人の居場所づくり	社会福祉協議会 フリースペース「スワロー」にて、ひきこもり状態にある人とその家族が家庭外で安心して過ごせる場をつくります。また、利用者が居場所に求めることについてニーズの把握を行い、内容の充実を図ります。 行政【地域福祉課】 ひきこもり状態にある人が自分のペースで過ごせるよう、関係機関等と連携を図りながら居場所づくりを進めます。
49	障がい者の居場所づくり	社会福祉協議会 地域における就労継続支援事業所や日中一時支援事業所等の充実を踏まえ、障がいのある人の居場所についての多様なあり方を支援します。
50	世代間交流につながるイベントの開催	行政【長寿課・共生社会課・子育て支援課・地域福祉課】 世代間交流につながるイベントの開催を支援するとともに、日常的に多世代でコミュニケーションを図ることができる地域社会づくりを支援します。
51	子どもの貧困対策事業への取組	行政【地域福祉課・子育て支援課・学校教育課・学校支援室】 関係機関と連携しながら現状把握を行うとともに、経済支援などの各種支援施策を実施します。
52	学習等支援の充実	行政【地域福祉課・子育て支援課】 生活困窮者世帯と児童扶養手当受給世帯の子どもを対象に学習支援、進学支援を行います。
53	地域協働拠点の管理・運営	行政【共生社会課】 地域共生社会の実現を目指す拠点としての「共生交流プラザカラット」を運営し、市民協働活動や地域福祉活動の活性化を支援します。

(4) 市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供と適切な利用促進

市民・地域の取組

市民

- ・福祉サービスの情報を積極的に取得しましょう。

地域・団体

- ・団体等において、福祉サービスの情報を共有しましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
54	障がい者に対する相談支援の充実	社会福祉協議会 障がい者基幹相談支援センターフィットにおいて、事業所との連携、相談支援専門員の人材育成、障がい福祉に関する情報集約及び提供、地域課題検討等を通じて、地域の相談支援体制の強化を図ります。
55	福祉サービスに関する情報提供の充実	社会福祉協議会 社協だよりやホームページ、SNSを活用し、社会福祉協議会が提供している福祉サービスをわかりやすく情報発信します。
56	福祉サービスの充実	社会福祉協議会 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、必要な福祉サービスの充実を図ります。
57	福祉・医療に関する情報の収集・発信と市民の理解促進	行政 【長寿課・保険医療課・地域福祉課・子育て支援課・こども保育課】 関係機関等と連携し、福祉・医療に関する情報について、迅速かつ正確に収集します。また、広報紙やホームページ、SNS等の媒体を活用した情報発信を行い、市民の理解を促します。
58	福祉サービスの提供に関して協議する場の設置	行政【長寿課・地域福祉課・子育て支援課】 各福祉サービスの利用者が適切にサービスを利用することができるよう、各福祉サービスの提供や運営について、関係機関等が協議する場を設けます。
59	企業の参入促進	行政【地域福祉課・長寿課】 各種福祉サービスを提供する事業所の参入を支援するとともに、本市が行っている福祉施設の管理やサービス提供等についても、企業等の参入を促進します。

No.	取組	方向性
60	地域で課題を解決することができる体制づくりへ向けた検討	行政【地域福祉課・共生社会課】 困っている人の相談に乗ることや、必要に応じて行政の福祉サービスにつなげること等、地域における相談力の向上を図るため、民生委員・児童委員や地域の相談役となっている人に協力を得ながら、体制づくりを検討します。また、相談応対力の高い人材の育成を図るため、研修や情報交換会等の開催を検討します。
61	各種福祉サービスの提供者への指導	行政【共生社会課・長寿課・子育て支援課・地域福祉課】 「多職種合同ケアカンファレンス」や「事業所交流会」等の開催を通じ、サービスの質の向上や福祉関係者の支援技術の向上を支援します。
62	生活支援コーディネーターの配置	行政【長寿課】 生活支援コーディネーターを配置し、地域の多様な社会資源や地域資源の把握、不足するサービスの創出、地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。
63	共生型サービスの普及	行政【地域福祉課・長寿課】 障害福祉サービスを利用している人の高齢化を見据え、事業所が共生型サービスの指定を受けることを促進します。
64	公的保険外サービスの創出・活用促進	行政【長寿課】 公的保険では対応できない多様なニーズについて、生活のしづらさ（日常生活の課題）を克服したり、「ふつうに 暮らせる しあわせ」を実現できるよう、既存民間サービスの活用や民間企業との連携により新たなサービスの創出に取り組みます。
65	地域における公益的な取組の推進	行政【地域福祉課】 社会福祉法人が、地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な支援を行います。

(5) 生きづらさを抱える人に対する支援の充実

市民・地域の取組

市民

- ・地域で暮らす、様々な状況に置かれている人について、理解を深めましょう。
- ・周りの人のちょっとした変化に少しでも気づいたら、行政、社協、民生委員・児童委員、地域のまとめ役に伝えましょう。

地域・団体

- ・地域で暮らす、様々な状況に置かれている人を必要に応じて支援につなぎましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
66	あらゆる福祉問題を抱える人に対する支援の充実	行政【共生社会課・地域福祉課】 生活困窮者やひきこもりの人等の支援を必要とする人に対し、関係機関との連携を強化し、アウトリーチによるアプローチ等のあらゆる面からの支援を行います。
67	ひきこもりサポーター養成講座の開催	社会福祉協議会 ひきこもりサポーター養成講座を開催し、サポーター登録した人にはプロファイリングを行い活動できる機会をつくります。また、積極的に働きかけていくことで、サポーター自身の活動の場の拡大を図ります。
68	stand by（スタンバイ）活動の実施	社会福祉協議会 市民に広くひきこもりについて理解してもらえるよう、誰でも参加できる勉強会の実施や学校・企業を対象とした研修の実施、町内会の会合等での講座の開催、啓発等を行います。
69	犯罪被害者支援の理解促進	行政【防災防犯対策課】 犯罪被害者等の心によりそい、権利利益が保護されるとともに、市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現のために、警察や当事者団体と連携し、講演会やパネル展等を実施し、犯罪被害者への理解を深めます。
70	就労に困難を抱えている人に対する支援	行政【地域福祉課・子育て支援課・産業支援課】 就労に困難を抱えている人に対し、社会福祉協議会やハローワーク等との関係機関と連携し、就労へ向けた支援を行います。

No.	取組	方向性
71	生活困窮者自立支援事業等の取組の推進	行政【地域福祉課】 居住に問題を抱えたり、収入が少ない等、生活が不安定である人に対し、生活困窮者自立支援事業等の取組を行います。
72	ひきこもり状態にある人への支援	行政【地域福祉課・子育て支援課・学校教育課・学校支援室】 相談窓口を中心に、義務教育終了後から切れ目のない支援体制を拡充し、ひきこもり状態にある人へ適切な支援・サービスを実施します。
73	身寄りのない人への支援	行政【長寿課・地域福祉課】 身寄りのない市民が安心して生活することができるよう、福祉関係者等と支援の在り方についての共通認識を持つとともに、本人の希望・意思の表明に関する準備への支援、権利擁護をはじめとする各種の支援制度の適切な利用を促進します。

基本目標 4 みんなが支え合うまちをつくる



現状・課題

- 市民アンケートでは、地域福祉に関する行政の役割として福祉の手続きのしやすさや情報提供、サービスの拡充などに関する要望が多くなっており、総合的な土台づくり・基盤づくりが求められています。様々な主体が地域で活躍しながら安全・安心な生活が確保されるよう、行政が中心となってネットワークの強化や支援体制の充実に取り組んでいくことが重要です。
- 防災活動に関しては、各地域において防災訓練や自主防災組織による活動などが行われています。近年は2024年元日に発生した能登半島地震や各地で多発する集中豪雨など、大規模な災害も多くなっており、防災活動は市民にとっても関心が高い分野であると言えます。また、防災活動は全世代が共通して取り組めるテーマでもあり、地域のつながりが基盤となる活動です。本計画においても引き続き福祉の視点から安全な地域づくりを進めていくことが求められます。
- 市民アンケートによれば、悩みや困りごとの相談は家族・親戚や友人・知人などの身近な人が多くっており、相談したくない人や相談相手がいない人も一定数みられます。いざという時に適切に相談につながるができるよう、各種相談窓口について周知・情報発信を強化していく必要があります。
- 関係団体・支援者ヒアリングによれば、現行の重層的支援体制整備事業について、概ね一定の評価は得ているものの、分野横断の相談支援やアウトリーチ支援についての拡充を望む声が聞かれます。また、民生委員・児童委員アンケートにおいても、認知症高齢者や身寄りのない人に対する支援などの対応に苦慮している事例もみられており、今後、支援に向けての地域との連携や、様々な組織・機関等との協働による対応の強化が求められます。

方向性

- ◎地域福祉を円滑に推進するため、環境づくりや体制の整備を進めます。
- ◎地域福祉の視点を踏まえ、地域における防災活動を促進します。
- ◎重層的支援体制整備事業を充実・強化し、多様な主体とのつながりを広げながら、地域福祉を推進します。

(1) 支え合いを広げ、強固なものにする環境づくり

市民・地域の取組

市民

- ・福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解しましょう。
- ・地域の団体やグループと関わることで、情報を得やすくしましょう。

地域・団体

- ・自治会長・区長、民生委員・児童委員、ボランティアなどの関係団体が連携し、各地域内で、福祉に関する情報がスムーズに伝達されるような仕組みをつくりましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
74	障がい者共同生活の支援	社会福祉協議会 障がいのある人も地域住民の一員として住み慣れた地域で長く暮らしていけるよう、グループホームを開設し、住まいの場を提供します。
75	ご近所福祉マップづくりの推進	社会福祉協議会 様々な福祉活動に活かせるご近所福祉マップづくりを推進します。
76	情報発信におけるバリアフリー化の推進	行政【共生社会課・秘書広報課】 広報紙における音訳、ホームページの文字拡大や翻訳により、誰もが情報を入手できるよう努めます。また、積極的なデジタルの活用（翻訳アプリ等）により、情報提供にあたっての利便性の向上や迅速化を図ります。
77	あんしん賃貸支援事業の実施	行政【地域福祉課・都市計画課】 高齢者や障がい者等が賃貸住宅へ円滑に入居することができるよう、県高齢者居住支援センター等と連携し、「あんしん賃貸支援事業制度」等の支援制度について、周知に努めます。また、相談機関等との連携のもとで、低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人市民など、住宅の確保に困難を抱えた人（住宅確保要配慮者）に対する住まいの確保などに向けた継続的支援体制を構築します。

(2) 災害時にひとり残らず避難できる体制づくりと安否確認

市民・地域の取組

市民

- ・日頃からの防災対策や災害時の避難について関心を持ちましょう。
- ・地域の避難訓練に参加しましょう。

地域・団体

- ・ご近所同士での声かけや見守り活動を促進しましょう。
- ・地域の避難訓練に、障がいのある人や若者、外国人市民などの多様な地域住民の参加を勧めましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
78	災害ボランティアコーディネーターの育成	社会福祉協議会 災害ボランティアセンターの効果的な運営のため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催します。また、災害ボランティアセンター設置運営訓練を通してスキルアップを図ります。
79	災害ボランティアコーディネーター活動マニュアルの見直し	社会福祉協議会 災害発生時に災害ボランティアコーディネーターが円滑に活動できるよう、災害ボランティアコーディネーター活動マニュアルの定期的な見直しを行います。
80	社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置及び運営マニュアルの見直し	社会福祉協議会 災害発生時に災害ボランティアセンターとして円滑に機能できるよう、災害ボランティアセンターマニュアルの定期的な見直しを行います。
81	災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施	社会福祉協議会 災害時の迅速・効果的な災害ボランティアセンター運営のため、災害ボランティアセンターマニュアルに基づき、設置運営訓練を実施します。
82	顔の見えるつながりづくり	社会福祉協議会 災害発生時に、地域ぐるみの助け合いができるよう、日頃から地域での顔の見えるつながりを深めていく活動を推進します。

No.	取組	方向性
83	あいさつ運動の推進	社会福祉協議会 地域組織や商工業者、学生等と連携し、顔の見えるつながりあえる地域づくりや安心して暮らせる地域づくりのため、あいさつ運動を推進し、災害発生時の助け合いを促進します。 行政【地域福祉課・学校教育課・学校支援室】 [再掲] 各地域で行われているあいさつ運動や子どもたちの登下校の見守り活動等の取組を推進します。
84	防災訓練への障がい者の参加促進	行政【地域福祉課】 災害時に障がい者が円滑に避難することができるよう、行政区や自治会、地域の民生委員・児童委員等と連携し、地域の防災訓練への障がい者の参加を促します。
85	避難行動要支援者登録制度の推進と個別避難計画の作成促進	行政【長寿課・地域福祉課・防災防犯対策課】 災害発生時において、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、各地域の自主防災組織等と連携し、避難支援を行う体制の整備を進めます。また、避難行動要支援者について、個別避難計画の作成に関する周知を図り、作成を進めます。
86	災害時の避難所の整備	行政【防災防犯対策課・地域福祉課・長寿課・こども保育課・子育て支援課】 災害発生時において、高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦、疾病者等の支援を必要とする人が、一般の避難者とは別の場所で安心して避難所生活を送ることができるよう、福祉施設等と連携し、福祉避難所を設置します。また、一般の避難所においても、要配慮者スペースの確保を行います。

(3) 包括的な支援を可能にする関係機関のネットワークの強化

市民・地域の取組

市民

- ・困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用しましょう。
- ・交流の場などに積極的に参加し、支援の輪を広げましょう。

地域・団体

- ・地域に困っている人がいたら、重層支援センターや各相談窓口につなぎましょう。

社会福祉協議会・行政の取組

No.	取組	方向性
87	保健・医療機関との連携強化	社会福祉協議会 行政や市内の医療機関、福祉サービス事業者等が連携を強化し、包括的な支援を行うことができる体制づくりを進めます。
88	総合的・包括的な支援体制の強化	社会福祉協議会 地域における様々な課題を素早く把握し、迅速に対応ができるよう、社協ならではの支援について他機関と連携を強化しながら推進します。 行政【共生社会課】 本市において生じる複雑化・複合化した地域生活課題に関する相談に対し、包括的に対応できる総合的な窓口として「重層支援センター」を運営します。相談員の他、保健師、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら相談対応にあたり、適切な支援につなげます。また、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活困窮者自立相談支援窓口、ひきこもり相談窓口等の各種の相談機関等との連携を強化し、切れ目なく支援ができる体制を整備します。
89	参加支援事業の実施	行政【共生社会課】 地域において、参加者同士やボランティアとの交流ができる場を設置し、その人らしい自立した生活ができるよう支援を行います。
90	地域づくり事業の実施	行政【共生社会課】 社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと連携し、小地域において、様々な支援の受け皿となる地域づくりを推進します。

No.	取組	方向性
91	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施	行政【共生社会課】 支援が届いていない人や世帯に対し、訪問等によりつながりをつくり、多様な形の社会参加に向けた支援を行います。
92	多機関協働事業を通じた連携強化	行政【共生社会課】 重層的支援会議や支援会議などを通じて関係機関とのネットワークを強化するとともに支援者の支援技術の向上を図り、連携して支援にあたることのできる体制を整備します。

第5章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨・背景・目的

2016年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。

国においては2017年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が、2022年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されています。国の第二期計画では、成年後見制度利用促進の基本的考え方として「地域共生社会の実現という目的に向けた共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づける」ことが示されています。

尾張東部圏域では5市1町（豊明市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、東郷町）の広域行政により「尾張東部権利擁護支援センター」を運営しており、2018年度には「尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画」が広域計画として策定されました。

本市においては、2020年3月に策定した「豊明市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」に包含するかたちで「豊明市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

成年後見制度については、制度利用対象者の急増に向けてより使いやすい制度にするための見直しが行われており、2026年までに民法などの関連法改正が目指されています。今後も現行制度における様々な課題の解消に向けた国の動きを注視していく必要があります。

本市においてはこれまでの「豊明市成年後見制度利用促進計画」の基本的な方向性を引き継ぎ、今後増加することが見込まれる認知症高齢者や知的障がい・精神障がいがある人などに対し、成年後見制度の利用を通じた権利や財産を守る各種の取組を推進します。

■「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」イメージ



資料：「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について」厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

2 施策の方向性

基本目標 1 支え合いの心を育む

No.	取組	方向性
1	地域における権利擁護支援のための広報・啓発 【長寿課】 【地域福祉課】	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、市民、医療、福祉関係者等に対する権利擁護支援の広報・啓発を進めます。
2	広域市町と連携した成年後見制度の利用促進 【長寿課】 【地域福祉課】	中核機関である尾張東部権利擁護支援センターにおいて、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。
3	成年後見制度等の利用支援 【長寿課】 【地域福祉課】	認知症の人や知的障がい者、精神障がい者等、判断する能力が十分でない人の権利が尊重され、利益が守られるよう、成年後見制度等の利用支援を行います。

基本目標 2 支え合いを広げる人を育む

No.	取組	方向性
4	親族後見人への支援 【長寿課】 【地域福祉課】	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備や適切な財産管理への支援、後見業務を学ぶ機会の提供等を行います。
5	市民後見人への支援 【長寿課】 【地域福祉課】	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、市民後見人の継続的な養成や市民後見人バンク登録者の拡充、市民後見人が安心して活動するための支援の充実を図ります。
6	法人後見の質の確保と向上 【長寿課】 【地域福祉課】	本人へのモニタリング等を通して法人後見の質を点検するとともに、地域連携ネットワークを通して意思決定支援の理念や実践を支援者間で共有します。

基本目標 3 支え合いの仕組みをつくる

No.	取組	方向性
7	日常生活自立支援事業との連携促進 【長寿課】 【地域福祉課】	認知症の人や知的障がい者、精神障がい者で判断能力は十分でなくとも契約能力はあり、地域で自立して生活できる場合は、日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会につなぎます。
8	虐待対応の仕組みの検討・構築 【長寿課】 【地域福祉課】	高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会や要保護児童対策地域協議会等において虐待対応スーパーバイザーや法律専門職の協力を得て、虐待対応の仕組みを検討・構築します。
9	虐待及びドメスティックバイオレンス（DV）への対応 【長寿課】 【地域福祉課】 【子育て支援課】	民生委員・児童委員や地域組織と連携し、児童や高齢者、障がい者等に対する虐待やドメスティックバイオレンス（DV）等をできる限り早期に発見し、対応します。
10	相談対応 【長寿課】 【地域福祉課】 【子育て支援課】	親族や民生委員・児童委員、福祉関係者等から成年後見制度や権利擁護に関する相談がある場合、迅速かつ適切に対応するとともに、専門的な対応が必要な場合、尾張東部権利擁護支援センターにつなぎます。
11	成年後見制度利用支援事業の実施 【長寿課】 【地域福祉課】	成年後見制度利用支援事業の安定的実施と、必要に応じた首長申立ての推進を行います。

基本目標 4 みんなが支え合うまちをつくる

No.	取組	方向性
12	尾張東部権利擁護支援センター等との連携強化 【長寿課】 【地域福祉課】	権利擁護に関して、尾張東部権利擁護支援センターと役割分担を行うとともに、その他の関係機関や専門職団体との連携を図ります。

No.	取組	方向性
13	法人後見実施機関の配置・育成の検討 【長寿課】 【地域福祉課】	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、本市での法人後見実施機関の配置や育成を検討します。
14	中核機関の強化 【長寿課】 【地域福祉課】	中核機関としての機能の強化・拡充を行うとともに、職員体制を整え、専門的機能の向上を支援し、安定的な運営に努めます。
15	地域連携ネットワーク構築のための組織づくり 【長寿課】 【地域福祉課】	地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。
16	既設委員会の充実 【長寿課】 【地域福祉課】	広域的な地域連携ネットワークに相当する既設委員会をより充実させます。
17	豊明市における重層的支援体制整備事業との連携 【共生社会課】	重層的支援体制整備事業の実施を通じ、各種権利擁護の取組と切れ目ない福祉的支援を実施します。
18	権利擁護のための組織運営 【長寿課】 【地域福祉課】	地域連携ネットワークを重層的に組織し、事務局機能を中核機関（尾張東部権利擁護支援センター）及び幹事市町が担います。

第6章 自殺対策計画

1 計画策定の趣旨・背景・目的

2006年6月に「自殺対策基本法」が成立し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。2016年3月の法改正により、すべての都道府県及び市町村において「地域自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

国においては、2022年10月には社会情勢を踏まえた新たな「自殺総合対策大綱」が策定されており、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」などが新たに盛り込まれました。

本市においては、2019年3月に「豊明市のちを支える計画」（豊明市自殺対策計画）を策定し、「未来に向けて命かがやき明るく暮らせるまち 豊明」を基本理念に掲げて総合的な自殺対策を推進してきました。

自殺に至る原因や背景は様々ですが、孤独・孤立やひきこもり、人や地域とのつながりの希薄化等に関する課題は地域福祉の分野とも大きく重なることから、地域を基盤とする支援体制などを強化し、自殺対策を包括的かつ効果的に推進するため、本計画に「自殺対策計画」を包含し、一体的に策定します。

■「自殺総合対策大綱」（2022年10月閣議決定）のポイント

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
 - ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。
- 孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

資料：厚生労働省

2 計画の数値目標

2019年3月に策定した「豊明市いのち支える計画」（豊明市自殺対策計画）では、「2019年から2023年の平均の自殺者を7人未満まで減少させる」ことを基本目標として、「ゲートキーパー養成研修の受講済の人数を2023年度までに延べ500人とする」ことを評価指標として掲げていました。

本計画においても、この目標を引き継ぎ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこととします。

数値目標

項目	現状値	目標値（2029）
平均自殺者数	9.4人 (2019年～2023年までの 5年間の平均)	7人未満 (評価時点直近5年間の 平均)
ゲートキーパー養成人数	延べ270人 (2024年3月末)	延べ800人

3 施策の方向性

基本目標 **1** 支え合いの心を育む

(1)市民への啓発と周知

No.	取組	方向性
1	広報紙における啓発 【地域福祉課】	「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」を中心に、広報紙を通じた自殺防止に関する効果的な啓発を行います。
2	健康づくり事業 【健康推進課】	市民に対し、厚生労働省のメンタルヘルスに関するサイトや愛知県の自殺総合対策サイト等の周知を行うとともに、定期的にこころの健康に関する情報を提供します。
3	図書館資料貸出事業 【図書館】	福祉、教育等の担当課と協力し、自殺防止や自殺対策に寄与する図書の貸出を行うとともに、図書館において啓発活動を行います。

(2)児童生徒のSOSの出し方に関する教育

No.	取組	方向性
4	相談窓口の紹介 【学校教育課・学校支援室】	すべての児童生徒に対し、スクールカレンダー等の相談窓口の連絡先資料を配布します。また、ホームページにも掲載することにより、幅広く相談窓口の周知を図ります。
5	いのちの尊重推進事業 【学校教育課・学校支援室】	小・中学生及び保護者を対象とした「いのちの尊重推進事業」を実施し、自分や家族の命・他人の命の尊さを考える機会を提供します。

基本目標 2 支え合いを広げる人を育む

(1)自殺対策を支える人材の育成

No.	取組	方向性
6	ゲートキーパー研修の開催 【地域福祉課】	地域住民や市職員等を対象に、ゲートキーパー研修を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材の育成を進めます。
7	職員研修事業 【秘書広報課】	職員に対し、メンタルヘルスに関する研修の機会を提供します。
8	教育委員会事務事業における教員への周知 【学校教育課・学校支援室】	小・中学校において、校長会及び教頭会等で自殺対策に関する各種資料等を配付し、意識の向上とともに緊密な連携を促します。 また、教員に対して、啓発資料等の配付を通じて自殺対策意識の向上を促し、ゲートキーパーとしての役割を意識した自殺予防教育を展開します。

(2) 専門職等による支援

No.	取組	方向性
9	母子保健事業（出産前後の支援） 【子育て支援課】	妊娠届出時の面接において、妊婦のメンタルヘルスとサポートについて確認し、支援につなげます。また、乳児訪問時に産後うつ傾向や育児不安が強い産婦に対し、相談や産後ケア事業などの必要な支援につなげます。
10	虐待・DV対策事業 【地域福祉課】 【長寿課】 【子育て支援課】	関係機関との連携により児童や高齢者、障がい者等に対する虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）の発生予防・早期発見に努めるとともに、虐待やDVを受けた被害者等の自立支援など社会的養護の充実を図ります。
11	民生委員・児童委員関係事務 【地域福祉課】	民生委員・児童委員の活動を支援し、困りごとを抱える方を適切な支援先につなぎます。
12	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 【学校教育課・学校支援室】	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを市内の小・中学校に配置し、関係機関等と連携・調整を図りながら、児童生徒のこころの問題や家庭・学校生活等の様々な問題に対する支援を行います。
13	包括的な相談支援に関する取組 【地域福祉課】 【共生社会課】	自殺に至る前段階の孤独・孤立や課題解決に向け、重層的支援体制整備事業を通じて複合的な課題を抱える個人及び世帯に対する包括的な支援を行います。

基本目標 3 支え合いの仕組みをつくる

(1) 多様な相談窓口の充実

No.	取組	方向性
14	重層支援センターにおける相談、連携 【共生社会課】	重層支援センターにおいて関係機関等と連携を図りながら包括的な支援を行います。

No.	取組	方向性
15	市民相談事業 【秘書広報課】	法律相談、日常の困りごと相談、人権相談（差別、虐待、パワハラ等）、行政相談、司法書士相談、一般市民相談等の、個々の状況に応じた相談に対応し、適切な支援につなげます。
16	子育て家庭への相談、支援 【子育て支援課】	こども家庭センターにおける相談対応や子育て支援センターにおける集いの場づくり、ひとり親支援施策事業に係る経済的支援を通じ、子育て家庭の孤立感の解消を図ります。
17	こころの健康づくり 【健康推進課】	瀬戸保健所における精神保健福祉相談やメンタルヘルス等に関する相談窓口の周知・啓発を行うとともに、成人検（健）診事業を通じたこころの健康づくりを支援します。
18	児童生徒の保護者への相談、支援 【学校教育課・学校支援室】	悩みを抱える不登校児童生徒や外国人児童生徒などへの悩み相談や保護者との懇談を通じた不安の解消等を図ります。

(2)生きることの促進要因への支援

No.	取組	方向性
19	高齢者の孤立防止のための取組 【長寿課】	高齢者の孤立防止のため、孤食防止のための食育推進事業や生きがいづくり・居場所づくりにつながる老人クラブ活動への支援、老人憩いの家の管理、シルバー人材センターによる就業支援等を進めます。
20	認知症総合推進事業 【長寿課】	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行うことができる場を設けたりする等、支援者相互の支え合いの推進につなげます。
21	障がいのある人やその家族への相談、支援 【地域福祉課】	障がいのある人が抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり、自殺リスクの低減につなげます。
22	経済的に困窮する人等への相談、支援 【地域福祉課】	生活困窮者の背景にある様々な問題に対して相談・支援等を行うことで自殺リスクの低減を図ります。 また、生活保護扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。

基本目標 4 みんなが支え合うまちをつくる

(1)地域におけるネットワークの強化

No.	取組	方向性
23	豊明市いのち支える自殺対策推進本部 【地域福祉課】	「豊明市いのち支える自殺対策推進本部会議」を開催し、円滑で的確な庁内連携・調整を図ります。
24	いじめ・不登校対策充実事業 【学校教育課・学校支援室】	学校及び関係機関を構成員とする「不登校対策委員会」及び「不登校事例研究会」を開催し、関係機関と連携した不登校対策を推進します。 また、関係機関・団体を構成員とする「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図ります。
25	関係機関との連携 【地域福祉課】 【健康推進課】 【産業支援課】 【学校教育課・学校支援室】	瀬戸保健所や社会福祉協議会、商工会、学校等の関係機関や地域、家庭等との連携のもと、様々な自殺対策や自殺リスクの低減に関する取組を推進します。

第7章 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨・背景・目的

2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布、施行され、都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

国においては、2017年12月に「再犯防止推進計画」が、2023年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定され、愛知県においても2021年3月に「愛知県再犯防止推進計画」が策定されました。

犯罪や非行をした人等の中には、様々な生きづらさにより立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立しないような取組を推進していく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市においても、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するため、本章を再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、「豊明市再犯防止推進計画」として位置づけ、本市における再犯の防止等に関する施策を推進します。

■「第二次再犯防止推進計画」の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

■「第二次再犯防止推進計画」における7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

資料：法務省

2 施策の方向性

基本目標 **1** 支え合いの心を育む

No.	取組	方向性
1	社会を明るくする運動の推進 【地域福祉課】	再犯防止活動についての啓発を行い、広く市民の理解促進に努めます。特に、安全で安心な明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」について、7月の強化月間を中心に、街頭啓発活動の実施やリーフレット、啓発用品等の配布を通じて市民への広報・啓発を行います。
2	薬物依存を有する者への支援 【地域福祉課】 【健康推進課】	愛知県や民間団体等と連携し、依存症問題に対応するための各種取組を進めます。また、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。

基本目標 **2** 支え合いを広げる人を育む

No.	取組	方向性
3	保護司会等との連携 【地域福祉課】	更生保護に携わる愛知保護区保護司会豊明部会、豊明市更生保護女性会等の各種団体の活動を支援します。
4	再犯防止に関する学習機会の提供 【地域福祉課】	地域住民や福祉関係者等に対し、再犯防止に関する理解を深めるための研修や学習機会を提供し、地域において犯罪をした人等に対する偏見や排除意識の解消を図ります。
5	関係機関との連携の強化 【地域福祉課】	再犯防止に関係する取組を推進するため、愛知県や近隣市町、関係機関、民間団体等との連携を強化します。

基本目標 3 支え合いの仕組みをつくる

No.	取組	方向性
6	保健医療・福祉サービスの利用の促進 【地域福祉課】 【長寿課】 【子育て支援課】	犯罪をした人等のうち、高齢や障がいがあるなどの複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるように関係機関との連携を図ります。
7	就労や住居の確保 【地域福祉課】 【都市計画課】 【産業支援課】	関係機関等との連携のもと、犯罪をした人等の就労や住居を確保するための支援を行い、社会復帰を目指すとともに再犯防止につなげます。

基本目標 4 みんなが支え合うまちをつくる

No.	取組	方向性
8	相談支援の充実 【地域福祉課】 【秘書広報課】	相談支援において適切な対応ができるよう、必要に応じて司法関係者や専門機関等と連携を図ります。
9	継続的な支援の実施 【共生社会課】 【地域福祉課】	刑余者の中には、社会的孤立や複合化した福祉ニーズを抱えている人がいると考えられることから、重層的支援体制整備事業を通じ、分野横断的な連携による包括的な支援を行います。

第8章 計画の推進体制

1 地域福祉推進の強化

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、地域組織等との情報共有や交流の場を設けます。また、地域活動に先進的、先導的に取り組んでいる人や団体に対し、支援を行います。

2 市民と事業所との連携の強化

問題が深刻化する前に支援が必要となる人への早期の対応ができるよう、地域における見守り活動等の支援と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果により、地域の福祉力を高め、市民や地域組織、関係団体、事業所等が緊密に連携する体制の強化を図ります。

3 庁内の連携体制の強化

教育施策や交通施策等の、地域福祉施策以外で、日常生活に関連する分野との調整や協力等を行うことができるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

4 行政と社会福祉協議会との連携の強化

行政と社会福祉協議会が適切な役割分担を行い、連携、協働して地域福祉施策を実施します。また、役割が重複する施策、取組の実施に際し情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

また、「成年後見制度利用促進計画」「自殺対策計画」「再犯防止推進計画」についても、行政と社会福祉協議会との連携・協働により必要な取組を推進します。

5 社会福祉協議会の組織強化

社会福祉協議会においては、地域福祉の推進を図ることができるよう、相談機能の充実や財源の確保を行います。そのため、会員募集や共同募金運動、介護保険事業等を実施し、得た財源で地域福祉事業を展開します。また、質の高い事業を円滑に提供するためには、人材の確保や育成、掘り起こしを進める必要があることから、内外の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。

また、災害時には、市と連携し、災害ボランティアセンターの設置や運営等の業務を行うことが求められています。限られた人員でも重要な業務が遂行できるよう、災害に対する体制の強化を図ります。

6 進行管理・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。地域の課題を把握し、課題解決のための活動を行う主体は市民であることから、本計画の推進にあたり、市民の視点に立った点検及び評価を毎年度行い、施策の改善につなげていきます。

計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、PDCAサイクルを活用します。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映するとともに、新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

本計画の第5章～第7章に位置づけている「成年後見制度利用促進計画」「自殺対策計画」「再犯防止推進計画」においても、本計画と合わせて進行管理を行っていきます。

資料編

1 策定の経過

【令和6年度】

年月日	内容
令和6年 6月14日	第1回豊明市地域福祉計画推進委員会・豊明市いのち支える自殺対策推進本部の開催
9月18日～10月15日	地域福祉計画等の策定にかかる市民アンケート調査の実施
9月19日～10月17日	地域福祉計画等の策定にかかる民生委員・児童委員アンケート調査の実施
9月30日～10月15日	地域福祉計画等の策定にかかる団体・支援者ヒアリングの実施
12月24日	第2回豊明市地域福祉計画推進委員会・豊明市いのち支える自殺対策推進本部の開催
令和7年 1月30日～2月28日	パブリックコメントの実施
3月6日	第3回豊明市地域福祉計画推進委員会・豊明市いのち支える自殺対策推進本部の開催

2 委員会

①豊明市地域福祉計画推進委員会運営規則

平成26年9月26日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、豊明市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担回事務)

第2条 条例第2条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事務
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事務
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の推進に関し、必要な事項に関する事務

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) 公募により選出された市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

②豊明市地域福祉計画推進委員会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

氏名（敬称略）	組織	要件	
新沼 英明	桜花学園大学 学長補佐	学識経験を有する者	
加藤 誠	豊明市社会福祉協議会 会長	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	委員長
近藤 俊秀	豊明市民生児童委員協議会 会長	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	副委員長
黒田 とみえ	ボランティア団体等代表者	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	
岩井 義彦	豊明市老人クラブ連合会 会長	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	
服部 裕	豊明市子ども会連絡協議会 会長	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	
佐藤 剛	豊明福祉会あびっと管理者	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	
天野 一人	愛知保護区保護司会豊明部会 会長	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	
古橋 ゆき子	豊明市更生保護女性会 会長	社会福祉を目的とする 団体及び事業者の代表	
伊藤 啓子	日本赤十字社豊明市地区奉仕団 委員長	保健、医療又は 福祉施設等の関係者	
古橋 完美	愛知県瀬戸保健所健康支援課 課長	保健、医療又は 福祉施設等の関係者	
叶谷 克枝	公募市民	公募により選出された 市民	

3 豊明市社会福祉協議会の事業紹介

令和6年度時点で、豊明市社会福祉協議会で実施している主な事業は次のとおりです。

	事業	内容
1	ふれあいサロン	地域の集会所などで参加者同士やボランティアとふれあいサロンを開催。(1回200円～300円)
2	緊急電話設置費等助成	緊急電話装置レンタル料金の半額を助成。
3	紙おむつ給付	民生委員、介護支援専門員、相談支援専門員のいずれかを 通じ社協に申請し、紙おむつのチケットを支給。(無料) ※入院・入所中の方は除く
4	車いす等貸出し	車いす・歩行車を1ヶ月、貸出し。(無料)
5	車いす専用車貸出し	車いすに乗った方が乗降しやすい自動車の貸出し。(燃料 費程度の自己負担)
6	栄養改善サービス	介護認定者の栄養改善を目的に、バランスのとれた食事を 提供する。
7	高齢者健康寿命延伸外出支援 事業「らくらす」	老人センター内で、虚弱な高齢者の外出先として体操等の 介護予防教室を実施。(毎週火曜日から金曜日の10時～11 時45分、毎週火曜日13時30分～15時10分)
8	すこやか教室	介護予防に関する出前講座。(無料)
9	墓守同行サービス	墓参りの付き添いをする。(介護保険適応外)
10	介護者のつどい・交流会	在宅で介護している方等を対象に、介護教室や日帰りバス ツアーなどでリフレッシュや介護者同士の交流会。
11	敬老事業・友愛訪問	数え100歳以上の方に一層の長寿を願って祝い品を贈呈。 寝たきり高齢者宅及び重度障がい者宅を民生委員が訪問 する活動に協力。
12	子ども食堂事業	子どもの居場所づくりとして、食事の提供や地域の人々との 交流の場所となる子ども食堂のサポート。
13	おもちゃ図書館	障がい児と3歳未満の幼児を対象に遊び場の提供とおも ちゃの貸出を実施。また、親子の交流の場。(無料)
14	貸付事業(生活福祉資金・くらし 資金・愛の資金・緊急生活資 金)	低所得者等が一時的・緊急にくらしの維持が困難となった 場合に資金の貸付を行う。
15	日常生活自立支援事業	福祉サービス利用の支援やそれに併せての日常的金銭管 理、日常生活に必要な事務手続等のお手伝い。(1回1,200 円)

	事業	内容
16	法律相談	弁護士による法律相談。第2火曜 1人20分 定員6組、無料（予約制）
17	認知症高齢者個人賠償責任保険事業	認知症のため徘徊のおそれがある高齢者が地域で安心して暮らせるよう、損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に社協が加入する。
18	支えあいのまちづくり	支えあいのまちづくりを推進、小地域活動に関する相談。
19	とよあけボランティア団体助成事業	赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、福祉のまちづくりを行う団体に対し助成を行う。
20	障がい者（児）外出支援事業	障がいのある方の社会参加を促進していくため、外出時の旅費の一部を助成金として交付。
21	障がい者（児）歯科健診事業	障がい者（児）に、歯科医師及び歯科衛生士による歯科健診を行う。
22	クリスマス会	障がい者（児）とその家族の方に、季節の行事を通し、交流や親睦を図るため、クリスマス会を実施。
23	福祉教育	市内小・中・高校を社会福祉協力校に指定し、実践教室、ボランティア体験学習等により総合的に福祉教育を推進。
24	福祉団体育成	老人クラブ、子ども会、障がい者等の団体に対し、運営の支援と助成金を交付。
25	市民・地域福祉講座	地域活動・福祉に関する講座を開催。
26	社会福祉大会	①福祉功労者の表彰、社会福祉に関する課題・意見の共有 ②芸術鑑賞・講演会などのアトラクションを実施。
27	とよあけ福祉協力金（社協会費）募集	豊明市の地域福祉を推進するために必要な財源として、とよあけ福祉協力金（社協会費）を募集する。
28	赤い羽根共同募金運動	地域福祉を推進するために必要な財源確保と財源基盤の強化を図るため募金運動を実施。
29	ボランティアセンター	ボランティアに関する相談・活動支援・情報提供。
30	災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターの設置運営が円滑に行われるよう、マニュアルを随時刷新し、訓練等を通してボランティアや関係機関との連携強化を図る。
31	南部地区社協	山ノ神集会所（新栄町）で月・木曜日 13時～15時。日常生活での困りごと相談やミニ講座を実施し南部地域の福祉活動を推進。
32	福祉なんでも相談	介護、障がい、子ども、高齢者、生活困窮、ひきこもりをはじめ身の回りの困り事などの相談に応じる。

	事業	内容
33	こころ悩み相談	臨床心理士による人間関係や心理的な悩み、気持ちを整理したい時などの相談に応じる。月1回第3木曜日 14 時～16 時。予約制。無料。
34	生活支援コーディネーター (地域支えあい推進)	地域で活動している方たちのネットワークづくり。 地域の活動の担い手や新たなサービスづくりのお手伝い。
35	婚活事業	男女の出会いのきっかけづくりとしてイベントを開催する。
36	豊明市自立生活相談センター “よりそい”	課題を整理し、自立した生活に向けてどのような支援が必要か一緒に考える。
37	豊明市ひきこもり相談窓口 “はばたき”	相談支援、居場所・学習支援、就労支援など、相談者の気持ちに寄り添い、一歩踏み出すための支援を行う。
38	豊明市社会福祉協議会 ホームヘルプサービス	介護保険でのホームヘルパーの派遣、障がい者のホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣、ひとり親家庭日常生活支援。
39	まごころサービス	地域包括支援センターの介護予防計画に基づき、洗濯、掃除、ゴミ出し、外出支援などにより在宅生活を支援する。
40	豊明市社会福祉協議会居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）	要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを受けられるようにサービス計画を作成し支援する。
41	豊明市障がい者基幹相談支援センター “フィット”	福祉サービスの利用、日常生活の困りごと、関係機関との連絡調整、成年後見制度や虐待等の相談。
42	豊明市社協相談支援事業所	障がい者福祉サービス等の利用計画を作成。
43	キッチンカー事業	地域の食材を活用し、移動販売車を用いて市内学校やイベント会場等で飲食物等の販売を行う。
44	共同生活援助事業 (グループホーム)	18 歳以上の障がいのある方を対象に、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行う。
45	重層的支援体制整備事業	豊明市役所内、重層支援センターへ職員を派遣。複合複雑な課題を抱える世帯を支援する。

豊明市第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画

発行年月 2025年3月

発行 豊明市
社会福祉法人豊明市社会福祉協議会

編集 豊明市 健康福祉部 地域福祉課

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

TEL : 0562-92-1119 FAX : 0562-92-1141

社会福祉法人豊明市社会福祉協議会

愛知県豊明市新田町吉池18番地3

TEL : 0562-93-5051 FAX : 0562-93-3880
